

第五十一回国 参議院通信委員会會議録第二十一号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)

午前十時三十八分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

竹田 現照君

補欠選任

久保 等君

五月二十五日

辞任

鈴木 強君

補欠選任

竹田 現照君

五月二十六日

辞任

竹田 現照君

補欠選任

森中 守義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

野上 元君

植竹 春彦君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

光村 基助君

委員

小沢久太郎君

古池 信三君

迫水 久常君

白井 勇君

寺尾 豊君

松平 勇雄君

久保 等君

竹田 現照君

永岡 光治君

森中 守義君

横川 正市君

石本 茂君

鈴木 市藏君

国務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

国務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

郵政政務次官 亀岡 高夫君

郵政大臣官房長 鶴岡 寛君

郵政省郵務局長 長田 裕二君

郵政省貯金局長 稲増 久義君

郵政省簡易保険局長 武田 功君

郵政省経理局長 浅野 賢澄君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

説明員

経済企画庁国民生活局参事官 矢野 智雄君

郵政省人事局審議官 土生 滋久君

本日の会議に付した案件

○派遣委員の報告

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野上元君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事会の打ち合わせ事項について御報告いたします。

本日の委員会は、派遣委員の報告を聞いた後、郵便法の一部を改正する法律案の質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(野上元君) この際、委員の異動についてお知らせいたします。

昨日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠と

して竹田現照君が選任されました。

○委員長(野上元君) 派遣委員の報告に関する件を議題といたします。

先般当委員会が行ないました郵便法の一部を改正する法律案の審査に資するための委員派遣について、派遣委員から報告をお願いいたします。

○光村基助君 私は、新谷委員、松平委員、永岡委員及び石本委員とともに、去る五月十二、十三の二日間、郵便法の一部を改正する法律案の審査に資するため、名古屋市中において学識経験者等六名から、それぞれ本案に対する意見を聴取してまいりましたが、その記録が整いましたので、これを委員長のお手元に提出いたしますから、それによって報告にかえたいと存じます。

右、簡単にありますが御報告申し上げます。

○委員長(野上元君) ただいまの報告にありましたとおり、別途文書による派遣報告が提出されておりますが、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(野上元君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(野上元君) 郵便法の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○竹田現照君 前回の委員会で私の質問に保留になっていた点がありますから、その点から先にお答え願います。

○政府委員(長田裕二君) 前回の御質問で、新しい第一種、現在の第一種と五種を統合した新しい第一種について原価計算をやるとどうなるかという御質問でございまして、それにつきましてのお答えを調査の上ということを申し上げたわけでござ

います。新しい第一種は、四十一年度の収入支出で原価の予想をいたしますと、差し引き九十八億円ばかり損益計算上一応利益になる、そういう見込みでございまして。

○竹田現照君 各種別の……

○政府委員(長田裕二君) 二種が十一億余りの損、三種が低料その他合わせまして七十二億ばかりの損、四種が、これは金額は少のうございしますが、通信教育、盲人用点字、農産種苗合わせまして四億五千万円ばかりの赤字でございます。書留と速達が合わせまして二十三億ばかりの黒、小包が二十八億ばかりの欠損、差し引きいたしました四億一千三百万円の黒ということになります。これは内国郵便だけにつきまして推定いたしましたものでございまして。

○竹田現照君 いまのお答えで、特に三種が料金改定をしておかつ、前回御説明をいただいた三十九年度に比べて八億円ばかり赤字がふえることになるわけですが、料金改定をしておかつ赤字がふえる。片方、一種は現行の五種と合わせて約三十七億ですかの黒でしたが、九十八億という約五十億、黒であるものを倍近い黒にしておいで、赤である三種はさらに改定後なおかつ八億円からの赤字が積み重なっていくという、こういう形の料金改定というものはちょっと理解ができません。いわけですが、審議会の答申をそのまま尊重していい点もあわせて、この点について大臣から、いかなる理由か、お答えいただきたいと思

います。

○国務大臣(郡祐一君) 確かに、第三種について直接経費をまかない得ますような状態まで改めてまいるということは、私は目標として持っていないかぬと思つております。ただ、現に低料扱いにつきましても五割を上げておるという程度、これ以上この際上げるといふことは無理があるであろう

という考えで、この際はその程度にとどめまし
た。したがって、文化的な意義あるいは経済
的な意義、いろいろなことを込めまして、三種に
ついての赤字というのは、御指摘のとおりこれは
現に出ております。この点については、私は少し
長い目でものを解決していかなきゃならぬと思っ
ております。

○竹田現照君 いまのお答えの、長い目で考えて
いくというのですが、最近の三種の赤字は年々ふ
えていく一方である。それにもかかわらず、文化
的政策云々ということは審議会でいろいろと言
われておりまして検討されたようでありますが、
この点が審議会の答申をそのままではなく、むし
ろ、上げ幅が少ないわけですね。郵便料金の問題
でこの三種が一番問題点になっているわけであ
る、その長い目で解決するというのは、どうい
う具体的な方策があるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 三種の経費が相当増し
ておりますので、結果といたしまして、値上げを
してもなおかつ赤字が若干ふえるというようにな
るようになっておりますが、値上げの率について見ま
すと、三種は低料とそれ以外のものを合わせまし
て、三十九年度の収入が三十三億ございまして、四
十一年度の収入は、これは四月から六月まではま
だ値上げしておらないわけですが、四十二億ござ
います。平年度に換算いたしますと四十四億ぐら
いになる。三十九年度の三十三億から四十四億ぐ
ら平年度に直しますと四十四億、十一億ふえまし
て、増加率は三割三分というところになっておりま
す。経費の方は二割一分強の増加でございまし
て、確かに、コストがだんだん増していくという
ような現状でございまして、金額の絶対額は差
し引き赤字が少しふえるということになっており
ますが、傾向としては、逐次正されていく
というふうに考えられます。

○竹田現照君 そういふ御説明ですけれども、長
い目というのは、今後何年かの計画でこの赤字が
ふえていくことを減らしていこうという考えの方
針ですから、具体的ななどという方針をとら

れるのか。

○政府委員(長田裕二君) 三種と一種等の料金の
比較を見ますと、二十六年の料金改正の際には一
種が十円、低料三種は一円でございまして、それ
が今回の改正によりまして、十五円と三円という
ことになりました。はがきにつきまして、五円と
一円との比率が七円と三円という比率になってお
ります。まあ郵政審議会の答申等もございまして、
いままでのいきさつとか、現在なお大部分は辺地
の諸君が負担しておられることなどもあわせ
まして、ただいま申し上げたような二十六年以来
の経過をたどっておるわけでございまして、今後
もそういうような趨勢ないし傾向というものが根
本的にひっくり返る、あるいはひっくり返さなけ
ればならないというふうにも関係者考えてお
りませんし、ただいまのような傾向が今後もしろ
いろな機会にそのまま続くことになるのではない
かというふうに考える次第でございまして、

○竹田現照君 このまま続くというところは、それ
じゃ、いま大臣の言った長い目で何とかというこ
とと、どういふ関連があるんですか。大体一種と三
種は先ほど十円と一円と言われましたけれども、
たまたま台が大体不均等なんですね、料金の一円と
いうのが、このたまたま台がもととバランスがと
れていないものをもとにして、今度十五円と三円
になったから、こういうことを言われても、これ
はちょっと筋が通らない。いま言ったように、大
臣が長い目で解決をするというのと、いまの郵務
局長の答弁とは、ちょっと食い違いがあるんじや
ないかと、そう考えますが……

○政府委員(長田裕二君) 料金改定等の機会が今
後いつまいるか、にわかに予測できませんが、機
会があります際には、絶えず三種と一種、二種と
の関係、あるいは原価計算の結果、一昨年のた
だきました郵政審議会の答申の精神、そういうもの
は絶えず十分尊重し、念頭に置きながら対処して
まいる、こういうことにならうかと思ひます。大
臣がただいまお答え申し上げましたような趣旨が
今後いろいろな機会に生きてまいるというふうに

私も考えております。

○竹田現照君 この定期刊行物の購読者の負担軽
減をはかるというところは、これは文化的政策の意
義を十分に考慮して、こういうようなことであ
ります。この文化的政策の意義というのは、大体
どういふふうな定義づけられるんですか。郵便料
金を考える場合の文化的政策の意義というのはど
ういうことですか。

○政府委員(長田裕二君) 日刊新聞等を主力にい
たしまして、現在第三種郵便物として扱われてお
りますものが、日本の現在の社会におきまして、
文化の水準を維持し、あるいはそれを向上させて
いくということについて、相当まだ私は社会的意
義を持つていて、そういうような答申の趣旨であ
るというふうに解釈しております。

○竹田現照君 この三種の定期刊行物の新聞、日刊
新聞で言いましたも、これはみそもくも一体に
なりまして千差万別、文化的意義と云いまして
も、きょうここに持つてきておりませんけれど
も、あちらこちらにはらんする何とか観光新聞
とか、いわゆるエログロ新聞に類するようなもの
も、これは全部三種認可になって定期刊行物です
よ、これは文教にも関係をするかもしれないん
けれども、そういうことを十分に分析をして、な
おかつ低料扱いということに慎重に考えていただ
かなければ、後ほど質問する問題と関連をいたし
ますが、戦後雨後のタケノコのように次から次へ
出てきたこの新聞、何でも三種の認可をとって
けば文化的政策の意義があるというこの一点に集
約をされていろいろと検討、料金低減その他とい
うものを考えなければならぬかということにつ
いては、これは問題があると思うのです、問題があ
る。だから定期に発行され、有料で頒布され三種
認可基準に合致していれば、それで三種の認可を
する、したがって、郵便料金もそれを適用せざる
を得ないのだというように、常識的にはお答えに
なるかもしれませんが、この文化的政策の
意義というものをもう少し厳密に考えた上で、こ
の郵便料金の改定問題についても考えていただか

なければ、一種のように、かれこれ四十億からの
黒字になるものが、いまの御説明でも、約百億近
い今度の黒字になっている、倍以上です。ところ
が、いまお話ししたような三種のような問題は、依
然として赤字が累積されていくと、こういうこと
では、前回の委員会が私が指摘をしたように、一
般の国民の皆さんは何で黒字のものが今度さらに
倍以上も黒字にして、赤のものはさらにその赤字
をふやしていくのだというようなことでは、私は
国会でどんな答弁をされても、国民は素直には理
解をしないと思ひます。ですから、そういうよ
うなことをもう少し国民の皆さんにわかるように
この点は御説明をしていただかなければいけない
のではないかと、そういうふうにお考えなんです
が、その点についてはどういふふうにお考えなん
ですか。

○国務大臣(郡祐一君) 詳しくは政府委員からお
答えいたしますが、私はこう考えております。当
委員会でも申し上げておりますように、郵便物の
増加、これも厳密に言えば、必ずしも物が増加す
るということとは、すぐ黒にはならぬので、赤字の
ふえる要因にかえて逆になると思ひます。しか
し、全体として見れば、やはり郵便物の増加とい
うことは、これは国民の生活の安定なり国民の全
般の向上と私は比例していくと思ひます。そうい
うことから趨勢というものは一体どういふのが
堅実な趨勢であるかというところは、これはまたい
ろいろと考えなければいけません。しかし、とに
かく一つの趨勢は起つてまいります。そうする
と、一体、郵便物全体の中で三種というものはど
んな地位を占めていくであろうか、これは私は、
この郵便料金の改定をお願いする機会に一つの大
きい宿題を私どもはかかえているのだと思つてお
ります。その場合に、今度は御指摘の文化的、こ
れは確かに第三種郵便物の認可基準というよう
なものもよほどこれは考えなければならぬ。しか
し、基準だけではどうにもならぬ点があると思ひ
ます。ただ、しかし、大量的な観察でございま
すけれども、日本の現在国民の文化の水準から言

て、やはり新聞というものを郵便によって届けられ、そして読むということ、これは何か一つの土台の、国民の、非常に大きく申せば民主的な生活の——なるほどテレビ、ラジオ等発達はいましたけれども、郵便によって日刊紙が届くというところについては、かなり国民の生活水準と申しますか、文化水準と申しますか、それにふなぐ大きな要素があるのじゃないだろうか。ただ、今度、それじゃ、いわゆる第三種郵便物のほうは、おっしゃるとおりの点がございます。これは数の上から言えば、大量観察で言えば、ごく一部かもしれないけれども、この問題というものは、私は確かに考えていかなければならぬ問題だと思ひます。一口に言う、第三種郵便物というものを、私も、ややいままでの固定化された考え方であつておる点、これは考え直さなければいけないと思ひます。そうした第三種郵便物の認可基準等について、またいろいろと郵務局でも考えております。そういう点はひとつ政府委員から聞き取りを願ひたいと思ひます。

○竹田現照君 それでは、時間があまりありませんから、深追いはいたしませんけれども、三種郵便の、とりわけ、この新聞の問題ですね、これは新聞の公共性というか、公益性というか、文化性というか、いろいろと理屈はつけられますけれども、これは公益取んなかにも関係あると思ひますけれども、読者の負担になつてゐるから、それは新聞の値段とは関係ないかもしれないけれども、これはやはりいまの新聞業界のあり方、なにかからやつてただで新聞を読ませる、いわゆる各紙がああいうことをやっていると、これは、これは新聞経営がある程度潤沢だから、料金が少し高いからああいうことができると思ひますが、そういう全般の問題を含めて、これは一郵便省ばかりでなくて、政府全般が——新聞は社会一枚で上げるというのです、自分のことだからあまり値上げ反対は載らない、委員会でこういうことを質問しても、おそらく新聞には絶対載らない。国民は困つたことだと思ひつゝ、新聞の値

上げには困つたことだと思ひつゝ、けれども、世論を無視して一方的に次々上げていく。そういうことで新聞の暴力というか、新聞のおそろしさというか、そういうことはそれは確かにあると思ひますけれども、これは政治家から何か全部ひくるめて、こういう問題についてやっぱり政府としては考えてみる必要があると思ひます。それとあわせて、そういう事態であるにかかわらず、この文化的政策の意義をいふことで、とりわけ、郵政省だけが膨大な赤字をしようとして、これにまあ一生懸命財政援助をしていふようなものでは、私には政府の政策としても考えるべきだと思ひます。

そういう問題を含めて、先ほど郵務局長からお話があつた一種、二種、国民の皆さん大多数が出される郵便とのバランスを考えて、将来郵便料金の改定のときには、いまのたき台を土台にしないで、三種の郵便物はどうかあるべきかということ、もう少し具体的に政府全般としてとらまえて、検討を加えた上で、郵便料金の問題を一郵便省にまかせないで検討を加えられてしかるべきだと思ひますが、この点について大臣のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(郵務一君) このたび種類体系の変更をいたしましたことは大きな改革だと思ひます。しかし、私は、それで郵便についての体系が終つてゐるものじゃないと思ひつゝ、たゞ、何ぶんにも国民全部と関係のあるものでありますから、安定性と合理性と申しますか、安定性と進歩と申しますか、こういうことの調和ということが非常に大事だと思ひつゝ、したがって、御指摘になつておられます点は私も伺ひながら、また郵便業務の上から第三種郵便物というのはなかなか従業員の手数の上でもかなりやつかいなものであることを、乏しい私の経験でも、しばしば聞かされておるような点もございます。そうした点で、一つは、竹田さんが御指摘になつた新聞料金という問題も一方ではございま

しょう。しかし、郵政部内におきましても十分考える問題を持つておりますことを私もよくわきまえておる次第でございます。したがって、そういう点についてひとつとつとつと味を重ねさせますように、私自身この郵便法の御改正を願ひました。それに、現に法律の改正をお願いしている有線放送電話についてまた郵政審議会に御審議を願ひ問題があるのですが、それよりもっと広いやはり郵便事業自体についての郵政審議会の御審議をお願いする問題があるように私は心得ております。十分御主張の点は私も相当共鳴する部分がありますので、研究させていただきたいと思ひます。

○竹田現照君 それではその点は終つてしまつて、仲裁裁定が出されましかつても、これに対する政府の態度はまだきまつておらないのですが、新聞で承知するところによりますと、この郵政事業は、郵便料金の改定の問題とからんで、国会の議決を郵政だけは求めなければならぬだろうというようなことが報ぜられておりますけれども、この裁定の料金改定に及ぼす影響というものは、四十年一度ではどういふ結果を招くのですか。それと、明年度以降二、三年後の推定は出ておると思ひますが、この料金改定と今回の仲裁裁定の及ぼす影響、これはいかがですか。

○国務大臣(郵務一君) これは御承知のように、四月一日以降基準内賃金を六・五%引き上げを主たる内容としたしております。したがって、郵政事業特別会計における本年度の所要財源は約百四十二億に相なります。そのうち、郵便固有業務に属しますものが六十六億ございます。そういういたしますと、他の委託業務は、貯金、保険、電電、それと、他の財源の調達が可能でございますけれども、国有業務については、もちろん特別会計の中に予備金もございますから、それらを使うことといたしまして、なお節約等をいたさなければならぬ。これがたゞいまの予算の中身である郵便法の改正との関連が生じてくるというわけですね。○竹田現照君 具体的に数字でどういふことにな

○政府委員(淺野賢澄君) ただいま大臣申し上げましたように、全部で百四十二億と相なる予定でございます。それで、そのうちで、郵政固有業務が約六十六億ないし七億、それから他会計から繰り入れます分がその残りの七十五億四角。それを、中身を見てみますと、貯金会計から約二十四億、保険会計から二十六億四角、電電公社から約二十五億、こういうふうになつていま考えております。郵政固有業務につきましても、いま大臣が申し上げましたように、予備費並びに節約、こういうことになると考えております。

○竹田現照君 そうすると、あれですか、予備費その他の流用で今年度仲裁裁定実施は、この改正法律案が通るといふ前提ですね、前提で考えた場合、それは別の措置をしなくても可能だと、こういうことに判断してよろしいですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 郵便法の改正を通していただきますと、予算の執行自体、今年度の予算全体にも影響してまいります。これを通していただきますと、たゞいまおっしゃいましたように、仲裁の実施は可能になる、かように考えております。

○竹田現照君 そこで大臣は、この間も冒頭お聞きいたしましたように、この料金改定が実施に移されると、今後少なくとも五年間ぐらひは法律改正の要はないだろうという見込みだとお答えになつてゐるわけですが、今回のような仲裁裁定は、今年度のような仲裁裁定というのは想定をされておらないわけですね、予算編成の中では、まあ来年以降どうなるかわかりませんけれども、今回の仲裁裁定で要する財源、こういうことをはじき出して、大臣がお答えになりました今後五十年間の料金改定は必要はないだろうという、その考え方は変更はありませんか。

○国務大臣(郵務一君) 私ども今後の物価の推移、郵便物の趨勢、こうしたものを要素のうちにに入れて五十年間の今後の収支の見込みをつくつております。そうして、その場合に、将来またことしと同じような形になるか、それはなかなか予測

のしにくいことでございます。私はそういういろいろな、やや不確定な要素ではあるが、しかしまた考え得るいろいろな場合を見てみて、非常に大量観察ではありますけれども、五カ年はもち得る、また、そうしたもたすだけの中身を努力をしてまいるといふことで五年間もつていけるというぐあいになっております。

○竹田現照君 ことはちよつと大事なところですから、将来また人件費の増高その他を理由にして、特に郵便事業は人件費が大半だ、こういうことがいろいろ理由になつていくわけですから、いま大臣の言明は、そうすると、ことしの予算でいわれるベース改定、定期昇給を含めて、ある程度の改定は見込まれておつたわけですから、今回のような裁定というものと差はどのくらいありますか、この予算の中では、実際の予算で見たと、それから裁定実施に伴う差額は幾らですか。郵便だけでよろしいです。

○政府委員(浅野賢澄君) 実は今回は予備費を二十億見ておりましたのと、それから例年に比べまして事業の、まあとにかく今回の予算は近代化、それから正常化、こういった面の編成を主眼として予算の編成をさせていただいたわけでありまして、特に高齢退職等できる限り推進をいたしたい、こういった面から、例年に比しまして退官退職を非常に多く見込んでおつた、そういう面もございまして、今回は幸いにして、仲裁が出ましても必要以上に非常に十二分に見込んでおりました退官退職等を持ってまいりまして仲裁の実施に充てるように、かように考えた次第であります。したがって、数字の面から見ても、今回の仲裁に対する分は、当初は予算の中に入っておりません。そういった面から、予備費とともに実施できるように相なつておる、かように考えております。

○竹田現照君 ちよつとわかりませんが、今年度仲裁実施で六十六、七億かかるわけですね、先ほどの答弁では、これは予備費その他の――予備費の二十億を含めて料金改定が通るとすれば実施は

可能だ。そこで、いま経理局長のお答えで、退官退職者の、大量にやめていただくことを前提に予算を組んだというふうなお話があったが、これはちよつと聞き違いかどうかわかりませんが、そういうふうなものを圧縮してこの六十何億をまかなう、そういう努力をしてまかなうからことしはできる、そういうふうに理解してよろしうございしますか。

○政府委員(浅野賢澄君) さようでございます。○竹田現照君 そうすると、大臣、先ほどからお答えになりましたように、今後五カ年間影響ないと言いますが、企業の何といひますか、飛行機を使うとか、あるいは、いろいろなことがたくさん出ておりますが、あつた問題はあれですが、当初の計画どおり行ないつつ、なおかつ人件費のしわ寄せをしないで実施できると、そういうことですか。もしできないとすれば、人件費はまかなえるだろうけれども、いままでも衆議院以来の審議の過程でいろいろと当局が――郵政当局がお答えになつてまいりました国民の皆さんに郵便を少しでも早く届けるためのいろいろな措置というものにも大きな変更を来した結果になると思うのですけれども、そういう点は心配無用と理解してよろしいですか。

○国務大臣(郷祐一君) ただいま経理局長が申しましたのは、ことしの仲裁裁定が出たと、これは郵政事業には御理解の深い委員会のことでありますから、私どもとしては、何とかしてこれはやつていくというふうなことをいひかね、そうするとこんなことも考えておりますというところを経理局長は申しましたので、事業のこうした近代化なり合理化なり、また、国民にお約束したことは完全に履行しながら、しかし、出てまいつた仲裁裁定は尊重してまいりますというところを、経理局長の現在やっております作業を申し上げましたので、それがそっくりそのようにいたすかどうか、さらに検討いたさなければいかぬこととございします。とにかく、そうして、そういうぐあいにし

て、一方では仲裁裁定は尊重する、しかし、何と言つても国民の皆さんに料金の値上げの御負担を願うことでありまして、そういたしますと、国民にお約束した大事なことは当然いたさなければならぬことでありますから、今年度も、もちろんお約束したことは全部いたして、そして、そのほかで何とか繰り延べなり節約なりいたして、事業そのものには影響いたさないでやつてまいりますという例を申し上げたわけでありまして、そのような考え方で、来年以降の事業というもののついで、収支ともある程度、不確定要素、これは十分ございします。したがって、収入のほうも、できる限り、さらにふえてまいる収入も考え、また、支出のほうでも、増してまいる支出も考えなければいかぬと思ひます。したがって、やや骨格的なものだけを考へて、収支の見込みを立てて、それを五年は維持できるだろう、同時に、こうした将来の仲裁裁定等の問題も、ことしやりますことも、また来年以降どういう形でも同じようなことがあつたときには、決して事業そのものの、こ

こで申し上げております近代化、合理化の要点として申し上げるような点には、何ら影響を及ぼさず、そして収支の均衡はとつてまいり、こういう努力は十分見通しはつき得るということを申し上げ、一例としてことしの例を経理局長申し、こういうふうに御理解願ひたいと思ひます。

○竹田現照君 そが、大事なところですから、郵政はかねがね金がないと言われているのです、が、仲裁の、省としては、政府としては予想外のことになつていふと思ひますが、料金改定を、法律改正案を提案されたときに、いまのような事態というのを考へておらなかつた、それで、かなり大幅な金を必要とする、今年度が六十六、七億、来年度は、これも同じだ。そうすると、これは物数の伸びその他というのは、これは不確定要素でありますけれども、いま大臣がお答えになつたようなことでやつていくと、いままでも国会で説明がされてきておつたことには、かなりゆと

りのある隠し財源があるというか、そういうような問題が考へられておつたというふうに理解していいですか。それでなければ、手品じやありませんから、こんな仲裁が出て、五年間も依然として改定をしないでいいというところになると、ちよつとしようと思ひますが、理解ができません。国会で議決を求めなきゃ仲裁ができません。この郵便料を通すためのセスチュアかもしれないけれども、郵政省の、だ、その点がはつきりしない、私に答弁をするというよりは、これはやはり郵便法の成り行きを見ている国民全般の立場から、その点、ちよつとはつきりしてくれない、人件費がかり過ぎたんだから、近代化はやむを得ないのだ、全部それをやつたから、飛行機一台というのを半分にするわけにいかぬけれども、二台のところを一台にした、札幌から東京まで、このごろはくるところへ来る手紙でも六日間ぐらしかつていたのが、これは約束できません。飛行機を利用することになつていくから、一日で着く勘定になるのですから、そういうことが具体的にです、心配無用だ、このことはやりまします。それは、大きな経済変動のときは私は言つていませんけれども、現在のようないつた場合には、依然として大臣言明はそのまま信用してよいと思ひますか、この点について、もう一度はつきりお答えいただきたい。

○国務大臣(郷祐一君) これはもうしうととおつたけれども、非常にくろろろとである竹田さんあたりは、この郵政事業に隠し財源など、含み財源のつきやうのない種類の事業でありますこと、よく御存じのとおり。ただ何と申しまして、相当大きい合計であります。したがって、いろいろな予見はできないが、同時に事柄は、事柄としてはあり得るというふうなことはございしますから、そうしたもののについては、これはいまだ少し早く郵便法の御可決を願ひましたら、さつきかろうと思つておりますことは、何とかしてこの七月以降というものを、体制を、思い切つて能率的な、何と申しますか、む

だのない事業にいたしてまいりたいと思っております。その努力を国民へお訴えすることもござい
ます。また、内部におきましては、でき得る
限り同じものでも効率的に利用するようなこと
や、つてまいらなかりやいかぬと思っております。
これはほんとうの心がまえが大事だと思つてお
ります。そのような意味合いでいろいろな努力を、
一口に申せば、企業努力でございましょうし、そ
れを郵政事業として最も適当なやり方ではないと
思います。そうしたことをあわせて見込みな
がら、そして五カ年間あるいは五カ年以上の経
理というものを確実にしてまいりたいと思つてお
ります。

○竹田現照君 それじゃ、もうだいぶ大臣も苦痛
で答弁をされておりますから、これ以上言わな
いことにしましょう。しかし、今回のこの審議の
過程の中で、いろいろと言われてきたことが、近
い将来、また郵便料金の改定の際の審議の際
に、何だあのかきは三百代言だったと、こうい
うようなことを言われない万全の措置を郵政省は
とって対処をしていただくことを特にお願いをし
ておきます。

それで、今度はひとつ専門的なことを。今度、
一種に五種郵便を統合いたしましたけれども、こ
れはこの間もお答えをいただいたように、まあ種
類体系の合理化だと、こう言っているわけです。
そこで、現に五種郵便を利用しているものが、こ
の措置によって大きな弊害を受ける、こういうよ
うな問題、この場合にも、救済措置というものを
郵政省は考えておられないことを非常に残念に思
います。学術雑誌その他については検討をされて
おられるようですが、とりわけ、同人誌、
学術誌、これはこの中で学術誌は四種の中で考
えられている。それから同人雑誌あるいは写真、こ
ういうようなものが今度の改定で相当の値上がり
になります。これは最高の値上げであります。と
ころが、これは三十六年改正の際に、これはかな
り大幅に値上げをしたものなんです。それが今
度再び追ひ打ちにかかっている、これは郵便料金

の改定に伴つてつぶれてしまうというやうなこ
ろすらあるわけですね。したがって、こういうこと
についてどうお考えになるのか、この種のものに
対して取り扱い上何らかの措置をとられるお考え
はないのか、この点をまず最初にお聞きをいたし
たいと思います。

○政府委員(長田裕二君) このたびの郵便法改正
の大きな眼目の一つは、一種と五種を統合いたし
まして、今後相当までふえてまいります郵便を能
率的に、合理的に処理する体制を固めようという
ことであつたわけでございます。その際、やはり
一番問題になりましたのは、特に現在の五種の中
の大型の郵便——一番代表的なものとしてよくダ
イレクトメールなどがあげられたわけでございます
すけれども、これはコストも一種の郵便と比べま
すと相当高い。昔、郵便物が非常に少なかったこ
ろ、局舎なり人手なりのあきを利用するというよ
うなこともありまして、安い料金が設定されてお
りました。五種全般が、現在の段階になりますと、
局舎も広く食う、運送についても相当問題が多
い。しかも、これが開封で料金を安くしてありま
すために、開封にしなければならぬ。大事な郵
便がその中にはさまりつた。機械にもかから
ない。これを何とかしなければならぬというの
が、この法改正の大きな目的の一つであつたわけ
でございます。総体として料金の上げにおきま
しても、取り扱いやすい形、従来のものを料金も
安くし、送達も少し優先するというやうなことか
ら、全体の郵便物をそういう方面にだんだん持っ
てきて、他方、予算上の措置、機械化その他のあ
れをはじめといたしまして、この少し行き詰まり
的な様相を見せました郵便事業について、新しい
生命を吹き込み、新しい局面を開いていこうとい
うことであつたわけでございます。その際、いわ
ば取り扱いやすい形になれないものの中で、学術
雑誌あるいは書籍等につきましては、昭和三十六
年の改正以来のいきさつもございまして、当時から
非常に強くこれらの料金については是正が各方
面から言われ、郵政審議会等でも取り上げられて

おりました。そういうものにつきましては、今回の
料金改正でそれぞれ安い取り扱いをするというこ
とになつたのでございすけれども、それ以外の
ものの中にも、確かに質的に見ますと、あるいは
三種に近いやうなものとか、あるいは学術雑誌と
似たやうな扱いをしてもいいのではないかとと思
われるやうなものはないとは思ひます。やはり
が、郵便の取り扱いの面からしまして、やはり
ういうふうにしてそれを区別していくかどうかとい
うことについての案もまだ、問題が特に最近起
つてまいりました関係もございすし、有効な
合理的な方法というものが十分まだ私ども考えつ
いておりません現在の体系で、総体として郵便事
業を、国民利用者の方々が期待している方向に
持つていくということを主眼としてやつたわけ
でございます。その間、御説のように、同人雑誌
等の料金が若干高いというやうなことが出てま
いったわけでございます。

○竹田現照君 ダイレクトメールという最近特に
郵便事業に非常に大きな負担をかける、こういう
ものを対象にいま私が質問しているものと一緒く
たにして料金を大幅に上げてしまふ。その結果、
同人雑誌というものは昔からあつたわけですね、
こういうものがつぶれてしまふというやうな事態
を配慮をしない、私は同人雑誌を考えなければ
しからぬ、こういうことは言いませんけれども、
そういうことを十分に配慮するということが文化
の先駆だと郵便事業は言っているのだから。昔の
通信訓に書いてあつた。いまでもその点は変わ
りないと思うのですが、ところが、その文化の泉
あるいは文学の泉、あるいは地下水、こういうや
うな役割りを果たしているやうなものを、現に郵便
料金の改定によって非常にその運営が危殆に瀕し
ているというやうなことがわかつたれば、これ
はやはり、事が郵便事業であるだけに、私は考
える必要がある、早急に。これは五種の郵便は、
イレクトメールは、十ば一からあげてあります
あれでしょう、昭和二十年から見ますと、十銭、
三十銭、一円二十銭、昭和二十六年に八円、三十

六年に二円上がつて十円になり、二円の値上げだ
と思つたら、ここで目方が半分になつてしまつた
わけだから、これはその当時八円ないし十六円
あつたものが、一挙に三十円も払わなければなら
ない。一冊送れない、そういうことになつた。それが今
度はさらに単価で十五円の値上げ、十五割の値上
げです。こうなりますと、私もきょうたくさんい
ろいろ持つて来ているのです、陳情たくさんある
から。これは郵政に關係ある「逓信同窓会」、こ
れは七十グラムありますが、これ三十五円かか
る。これは「新次元」、こういう本、これは現行
三十円のが五十五円かかる。ここにたくさんあり
ますけれども、たとえば、こんなもの、せいぜい
同人雑誌というものは五百部か千部出ているのが精
一ぱい。これは一冊原価二百二十円かかるそう
です。ところが、こういうのは毎月五十円か百円の
会費を取つて、あるいは旬刊であり、あるいは季
刊であり、そういうやうなやつで発行してい
るものが實際なんです。そこで、あれですね、日本
の文学の発展、あるいは既成文学の退廃、こう
いったものをいささかでも何とか正そう、ある
いは日本文学の中に少しでも寄与しよう、という
やうなやつ。この性格のものを含めて、非常に
ささやかにやつていっているわけですね、こういう
もの。ところが、いま私が質問しているやうなべ
ばうな倍近くも上がる。これは三十円が五十五
円に上がるとすれば、まあ倍になるわけですから、
これは私が最初質問した三種の文化的意義云々
というのをあえて聞いたのはこのことなん
です。こういうことと関連をして、私は結果的に、
新聞社というやうな強いものには郵政省も弱いけ
れども、こういう巨大な組織を持つていない、さ
さやかにやつてなおかつ文学にいそいでいる、
あるいは、それに類するもの——しよせん弱いも
のはがまんをして、しかも今度の料金改定、前
回の三十六年を含めて一番料金改定の被害を受ける
のだ、これは文化事業とみずから自負している郵
政事業を預かつている当局者としては、配慮が少
し足りないことは遺憾なことだと思つたのです。こ

いただきたいと思ひます。

○竹田現照君　ここで結論がつきませんから、幾ら論議しておつてもしょうがありませんけれども、ぜひこれは、今回の審議の過程でそういう意見があったというだけでなく、やはり郵務当局もいろいろと検討をされて、やはり學術雑誌の範圍でもなかなかむずかしいと思ひます。郵政審議会におかけになると、こういうことですから、これはやはり郵政審議会等にも、こういうような問題について、これはもう各界のいわゆる郵政事業に理解ある人を網羅していると、こういうことを言っているのですから、将来、こういう郵政審議会のメンバーには、前回の委員会では特に要望しているそういう人々も加えられると思ひますから、答申を求めていただく等の措置を早急にしたいだいて、ぜひ、この全国に散らばっている——組織なんかこんなものはされませんから、こういう人たちは、組織されないという人々のためにも、何らかの福音というか、郵便料金で郵政当局のためにつぶれてしまったというようなことの起きないように、これはもうきわめて近い将来に何らかの結論を出して、救済措置をとっていただくように、特にお願いをして、いまの大臣の答弁を了承いたしましたして、私のきょうの質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(野上元君)　午前中の質疑はこの程度にとどめまして、暫時休憩をいたします。
午前十一時四十二分休憩

午後一時十四分開会
○委員長(野上元君)　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
まず、委員の異動についてお知らせいたします。本日、竹田現照君が委員を辞任され、その補欠として森中守義君が選任されました。

○委員長(野上元君)　質疑のある方は、順次御発言願ひます。
○森中守義君　企画庁の藤山長官にちよつとお尋

ねしたいと思ひますが、昨年一年は公共料金値上げしないというところでとめてありましたが、ことしになってたいへんな大騒動になってきたわけですが、在来、こういう公共料金がたぎりに値上げされる状態の中で、ずいぶん世論も非常にきびしい反対の意見があり、かつまた、国会におきましても審議を通じて、こういうふうに軒並みに値上げされたのではかなわない、そのことが物価に相当強い影響を与える、こういうわけで、もう少し、公共料金はどのような状態にしたほうがいいのか、たとえば制度あるいは料金のあり方とか、そういう根本的なことについて検討を要し、等々決議というわけでもございせんが、関係の委員会等ではしばしば議論をされ、かつまた、政府にその善処を要望してまいつておりますが、今回出された一連の料金の問題等を見てみますと、ただ、もう上がつてきたから、少々値切つたと、あるいは時期をずらしたとか、そういうことで、ほとんど根本的な問題に触れられてはいない。したがって、この辺の事情を少しく、直接こういう問題の所管の大臣ですから、お話を願ひたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　公共料金の値上げが引き続いて行なわれた、しかも、それが物価高のときに行なわれたということは、実は私どももいたしまして、まことに残念なことだと思ひます。しかし、たとえば郵便料金のようなものは十三年も上げないで据え置かれたという状況でございまして、いつかは上げなければならぬ問題。しかも、当面として郵政事業の財政が赤字になってくるという状況でございまして、やはり健全にこの事業を運営してまいりますためには上げなければならぬ、こういうことに相なったわけで、それぞれ各種の公共事業等について上げざるを得ない理由があつたと、過去においては一年間ストップしたという状況がござい

ます。それが物価問題にもいい影響を与えたと思はれる節もございまして、しかし、ただ単にストップしただけでは、翌年に繰り越されて、さらにその

赤字幅が大きくなって値上げの率を大きくするというようなことで、ストップ自体は必ずしも完全な解決にはなっておりません。したがって、今日の現状からすれば、公共料金そのものがある程度値上げしていただかなければならないという状況にいわば追い込まれてきたと、こういうことだと思ひます。ただ、お話のように、この政府のやっております公共事業等につきまして、将来の問題として、あり方についてはわれわれも検討をしてみたい、値打ちがあるものだと、こう思つておりますけれども、こういう問題は過去の長い歴史もございしますし、また、それぞれの性格もございしますから、そう一朝に検討が終わるものでもございせん。したがって、そういう問題については相当検討してみたいと思ひ、慎重に各方面の御意見等も伺ひながら検討しなければならぬのでございまして、今日の差し迫つております問題に引きかえて、そういう問題をすぐに解決しながら扱つていくというわけにはまいらぬ事情に來ておりますので、われわれもやむを得ず料金の値上げ、しかも、それをできるだけ内容的には消費者に御迷惑にならぬように、また、その種類等につきましても、あるいは将来の合理化等につきましても、郵政当局がいろいろ苦心をされて改善の方途を講じておられますので、そういうことを勘案しながら、今日の値上げを私どももいたしまして認めたような次第になつておるわけなのです。

○森中守義君　まあ大体経過としてはそういうことでしょうが、いままで広く議論をされた国会等の議論というものは、関係の各閣僚等は、料金の値上げというものは、これは財政負担によるべきものではなくて、当然受益者負担によるべきだと、こういう意見があるのですよ。ところが、必ずしもそういう政府の見解というものが国民全体の支持を受けるとか、あるいは議者の支持を受けるとか、必ずしも言い切れない点があるのです。特に私どもが在来より主張してきたのは、財政負担か、あるいは受益者負担かという議論は非常にむずかしいと、これを肯定をする説、あるいは

は否定をする説、両方ありますよ。そこで、そういう問題がどうしても料金値上げのたびごとに大きな焦点になつていくから、このままじゃやっぱりまずい。であるとするならば、経済審議会等もあるのだから、その辺に一べん問うてみたらどうかというように、具体的な問題の一つなんです。それからいま一つは、たとえば郵便料金の場合は、両院の審議を通じて、郵政大臣の御説明によりまして、物価への寄与率は〇・一四％くらいだから、国民経済に大きな影響を与えない、こういう意見なんです。国鉄の場合もそのとおりです。あるいは消費者米価の場合もそのとおりです。水道料金の場合でも、個別にそれぞれの業態では寄与率は少ない少ないと、こう言われておるのです。ところが、先ほど長官が言われるように、なるほど一年間据え置かれたという限りにおいてはよかつた、しかし、結果的には、一年据え置いたために軒並みにぞろつとやられた、ですから、個別には寄与率は少ないということになつても、全体を通して見れば、相当な寄与率になつていくという、こういうことになるのじゃないかと思ひます。したがって、まずはあり方、あるいは制度というものは、受益者負担か、あるいは財政負担かという、その辺の事情を審議会等にもっと早く問うべきではなかつたか、あるいは個別に寄与率は少ないということだけでは、今度のようにこもろろつと出てくれば、国民経済に与える影響というものは相当甚大なものがあるのじゃないか、そういうふうに考へてゐるのですけれども。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　大体この種の事業が受益者負担でもつてやつていくのが私どもも適当だと思ひます。特にまあ何らかの形で公共のためであつて、極端に言えば、受益者が負担しないので、国が全部負担すればいいという議論になるのです。が、国がそこまでめんどう見るわけにいきませんし、また、郵便等についても、あるいは国鉄その他の運賃についても、それを利用する人が負担す

る、利用しない人まで税金という形を通じて負担するということもいかかと思ひます。ですから、利用者が負担するというたてまえは、私は必ず必要がないと考えております。そこで、しかし、いろいろ外国等の事例もございまして、たとえば公共性の限界というもののおのづから考えられないわけではございません。ですから、そういうものについて、いまお話のように、あり方を一ぺん検討してみたらどうかということについては、私どもも、お説のとおり、今回公共料金等をあずかってみまして、一ぺん各方面の意見を聞いてみたい、こういうことでございまして、いま企画庁でつくりました物価問題懇談会では、逐次そういう問題にも触れていただきまして、検討していただきたい、こういうふうにして、検討しております。いまお話しのように、消費者に対する影響がそれぞれのものについてはパーセンテージは少ない、しかし、まとめてみれば大きいのではないかと、お話しは、まとめてみればそのとおりでございまして、ただ、それが一時に個々にすべてのものを上げなければいけないという状況に、先ほど申したように、追い込まれたような形になっておりますから、そういう全部が影響している、しかし、これが時期等が分散されまして、国鉄はことし上げるのだ、あるいは郵政は再来年になるのだとかいうようなことでありますれば、その効果というものは、やはり個別の出でくる効果になってくると、こういうことにも言えるわけですが、ですから、昨年来から今年にかけまして公共料金が軒並み上がったというところにつきまして、世間の物価も軒並み上がらざるを得ない、また、軒並み上がったというところについて非難が私はあるのではないかと思ひます。これは今後のあり方として、やはり一般の国民の方も理解していただいて、郵政事業のようなものについては、早目というところは、早目というものは、ある時期に、むろん一ぺん値上げしたら上げないけれども、まあ、どん底まで経理内容が追いつめられてない前に、ゆとりを持ってやっていただく。国鉄等において

もそうで、そういうものがある時期に一気に出ないで、そうして、ある時期に分かれて出てくれば、それはおのづから国民全体の消費者生活に及ぼす影響というものは吸収されていくということ、私は言えると思ひます。ですから、今後はやはりそういう点について、個々の企業の方々に、早目というか、おそれというかわかりませんが、やはり時期等の問題については、物価問題等を考えられまして、おのづから適当に判断をしていただながら、そして各種企業のそういう状況については、それぞれの当該御当局が検討されると同時に、経済企画庁あたりでおのづから事前に、早目にお話を伺いながら、そういうものを調節していくということができれば、私は個別価格の値上がりというふうなことでいけるのではないかと。しかし、いまみたいに、一緒に重なって出てくると、お話しのように、それを一つ一つ、郵政については〇・一四だけれども、ほかのものを加えていくと大きくなるという、それはそのとおりでございまして、そういう注意は、今後のこういう問題を扱う上において、企画庁等におきまして、各省の調節をする機能を企画庁は与えられているのでございまして、そういうものを十分發揮して、そして事業をしていられる方も、経理内容が窮屈にならぬように、また、国民もそういうような公共料金が上がる時期等についてもまとまってこないよう、企画庁あたりで、もっと積極的に各省とお話し合いをして、そして調節していくことが大事だと思ひます。

〇森中守義君 大体その辺が一番問題だと思ひます。その各企業体と言つても、理由なくして料金を上げる、こういうものももちろんあり得ないという事です。これはあとでいろいろお尋ねしますが、それなりに理由はあるのですよ。ところが、理由はあるにしても、そういうものを取り扱っている企画庁の場合に、なるほど個別の企業は企業であつても、金を払わねばならぬ、出さねばならぬ側は国民ですから、だから、それぞれの理由があるからということでは、ちょっとやはり

済まされぬのじゃないか、私はそう思ふのです。それで、ここの値上げの関係を扱つたという、いま長官の言われる物価問題懇談会です、この中の記録を企画庁からいろいろちょうだいをして拝見をしますと、もうほとんど物価をやつたという経過らしい経過はありませぬ。それから与党と政府も、こういう経済関係の意思決定機関と言われている経済会議等でも、手続、取り扱いをどうするかという議論に終わつたように聞いております。もちろん、そういうものは公の機関でございませぬから、ここで議論する対象にはちょっとおかしいと思うのですけれども、要するに、審議会においても、あるいは長官の言われる物価問題においても、少なくとも個別の寄与率は小率であつても、これは全体となると大きいものになる、その辺の配慮というか、あるいは対策というものが行なわれていない。そうなつてくると、さつき申し上げるように、出ず側はみんな同じがまぐちから出るので、だから、個々の企業がどういう理由であつたにしろ、なかなか世間というものは簡単で、さうですとか、いふことにはならぬのじゃないかと思ひます。しかも、今日のように物価の基礎が非常に不安定な状態においては、一段とそういうことが騒がれてもしかたがないというように私は思ふのです。ですから、いまだし今回の鉄道便料金とか、たくさん出ておりますから、そういうものを私の理解では、物価でもたまたま形式的に取り扱いは議論したにすぎない。どこでそういう話が詰められてきたのか、ただ、もう値上げの率を値切るとか、時期をずらすとか、そういうことに終始を、国民のふところというものはあまり配慮が加えられないで出されてきたという、つまり、政府の経済対策あるいは姿勢というものが、この際はちょっとやはり問題になるのじゃないか。もちろん、物価特別委員会等でのこのことが相当詳細に議論されたものと思ひますけれども、いま一度この委員会でも、その辺の扱い方、少し長官からお答え願つておきたい。

〇国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま森中委員のお話のように、物価問題懇談会は、実はこの月から発足したわけでございます。そうして、それぞれ国鉄、郵便その他の値上げというものは、昨年の予算編成前に実はある程度方針を決定しなければならぬ。それまではそれぞれ従来各省に運賃審議会なり郵政審議会なりございまして、過去においては、それらの審議会の答申を得まして、そうして、そこで審議をされた結果が持ち寄られてきたわけでございます。しかし、いまお話しのような基本的な問題を少しわれわれも掘り下げてみようじゃないか、その必要があるのじゃないかということ、そういうことを契機として、将来に対しても何らか考えてみなければならぬだろうということで、実は物価問題懇談会をつくりまして、そうして一月から始めたわけでございます。したがつて、今回の場合には、いまお話しのような物価問題懇談会等、国鉄もしくは郵便料金等についての基本的なあり方という問題について議論をいたし、また、それを通じてこういう案が出てきたわけじゃないかと思ひます。また、われわれもそういうところの意見を体してこの問題を扱つたわけでございます。ただ、しかし、いま申し上げましたように、そういう基本的にもう少し考えてみようじゃないかということからつくりましたので、今後の物価問題懇談会の活動の中で、そういう問題はひとつ検討していただきたい、とりあえず、いまの物価問題懇談会は、野菜とか、独占価格とか、そういう種類の緊急を要するものをまず取り上げておりますけれども、それらのものが一段落しましたら、公共料金のあり方等についてひとつ取り上げてみたい、こういうことにはなつております。いままでの経過を見ますと、まだあれは何も議論されてないじゃないかと申されればそのとおりでございます。

〇森中守義君 それで、さつき申し上げましたように、この問題は、これはまあ戦後のことではあります、急激に公共料金に対して世間の目が向いてきたというのは、何と言つても今日の物価で

すよ。それで、今回の料金の値上げをどうするかという、それ以前の問題として、もっと早目にそういうことをよく考えてほしい、しかも、公共料金はどうかあるべきであるかということだとか、あるいはまた、国民の側からすれば、なるほど各企業体において、きびしい企業の合理化というものは、これはもう行なわれておりますけれども、国民の側からすれば、それは一つの料金値上げに対する約束ですから、差しかえにする約束なんです。だから、もう少し早目にそういう措置がとられてしかるべきであつたのに、しかも、国会、世論というものはそういうものを切実に要求しておつたのに、いま長官の言われたようなことでは、どうしても少しいただきかねるというようにことに相なりまして、そのことをもつと裏返して言うならば、国民の世論とか、あるいは国会における要望されている善処とか、そういうものには全くこたえていないのじゃないか。ただ、各企業が個別にそれなりの理由で出してきたものを、なるほど物懇で若干の検討は加えた、あるいは予算の概算に始まって詰める段階で相当議論をした、こういうことではありますけれども、なかなか世間はそれで納得しませんよ。その辺に私はやはり根本的な問題として、少し物価問題に対して取り組んできた姿勢、あるいは政府の対策というものは完全でない、今回のように七つも八つも上がった時期で、いまからやりますというものは、これは少し私思ひです。これは意見になります、大体経過としてはわかりましたので、これ以上申し上げませんけれども、一つ特に御意見を伺つておきたいのは、二、三日前に審議会で答申されましたね、したがって、いままでの公共料金関係の問題等をいま少し慎重に扱つていこうということであれば、少なくとも、財政負担が受益者負担かということ、これはもう大いに議論の分かれるところですから、一つのやはり経済政策だと思ふのです。ですから、企画庁のお考えでは、いや公共料金等はこれは審議会で決めるほどの重要な政策ではない、あるいは長期

的なものでない、そういう考え方のもとに物懇等て扱おうというのじゃないかというように私は推理をするのですが、本来は、いま申し上げた根本的な問題がやはり世間の注目を浴びておりますから、当然一つの重大な経済政策として、審議会の諮問に付すべき内容じゃないかと、こう思うのですが、どうでございます。

○森中守義君　いままでの倍増計画にしても、中期計画にしましても、大体在来の考え方からすれば、長官の言われるようなことを、いつの機会にも述べられているのです。ところが、その気持ちとか精神とかいうものは、やっぱり形にあらわしたものでない、なかなか答申する側もそうそう取り扱いは整々にできない。こういうことは、特にやり方次第では、企業体に逆に規制を加えるというふうなおそれも出てきまして、その辺が非常にむずかしいと思ふのですけれども、今回のような場合には、私は何回も申し上げますように、やはり経済の中に占める公共料金の比重というものは相当に重要な要素を持っている、こういう見方をするのが正しいと思ふのです。だから、一般の物価と込みにして、大体公共料金は何%ぐらい上げたほうがよからうとか、どの程度にとどめておこうという、そういう扱い方ではない、もっと根幹に触れていくような諮問、つまり、一つの項目をあげ、いま長官は一つの柱にしたい、こういう御意向のようですけれども、項目をあげて、料金制度についてはどうしたほうがいいのか、たとえば今回は、はしなくも集約的になったのか、わかりませんが、国民の側からすれば迷惑です。しかし、その各企業が赤字になつてどうにもならぬ、こういう実情においてはやむを得ないというところに、必ずしも得心がいかにぬのじゃないか。だから、時期を段階的につくっていくとか、あるいは三年に一回ずつぐらゐは検討を加えるとかいうような、内容的なものをむしろ柱に立てて諮問をしたほうが、いままでの国会の議論とか、あるいは国民の世論にこたえる、しかも、上げるたびごとにちやうど起こさないで、こういう方法でこうしたのだからという、そういう

国民への説得にも私はなるのじゃないかと、こう思ふのです。だから、今回ここで審議している郵便法を含めまして、なるほど、国会の多数でこれはきめたことだから、それが合理的であり合法的であり、国民の完全な得心を得て、あるいは協力理解をもらったのだということには、これはやっぱりありません。非常に疑問を持っています。ただ、仕組み上両院が議決承認を与えたからという、そういう形の上のことであつて、はたして鉄道運賃に対してすっかり得心しているとか、あるいは米価に対してそうであるのか、水道料金に対してそうであるのか、郵便料金に対してそうであるのかということは、かなり私は疑問があると思ふ。そういう疑問に答えるために、一つの項目を立てて審議院に諮問するというのがやっぱり筋じゃないかと思ふのです。もちろん、この物懇というのでもない、あつたほうがそれはいいでしょう。しかし、こういうものは、なるほど權威あるものとは言いたいのですけれども、必ずしも審議院という、そういう高い權威のものだと思いませんし、だから、たまたまいま諮問をかけた直後でもあるし、こういうものを一つ項目として起こして諮問をされるというお考えはないのか、その辺をもう少し詳しく聞かしてくだ

さい。

○國務大臣(藤山愛一郎君)　今度新しく中期経済計画をやりまして新しい経済計画をつくる、それについては、お話のように、われわれも物価問題というの大きな問題でありまして、消費者物価の問題、それがひいては卸売り物価の問題にもなつてまいりますし、消費者物価、卸売り物価を通じて、もし適当にそれが解決されてまいりませんければ、悪性インフレーションにならないとも言えないわけであつて、そういう意味から申し上げますので、今回の審議院が新しい計画を策定するために、まあ均衡ある一つの経済発展ということを趣旨として、総理が諮問されたのですが、その諮問の冒頭に、総理の説明と申しますか、総理の考え方の第一として、物価問題というものを取り上げて説明しておられるのでございます。したがつて、経済の大きな流れを見ます場合に、物価問題をないがしろにして構造上の問題も論じられないと思ひます。それから国際経済上の問題も論じられないと思ひます。物価を安定させるということ自体が、やはり経済計画の中の大きな柱になつてまいります。そういう意味で、今度は経済審議会にも諮問をいたすと同時に、その諮問をするときの気持ちとしての柱の一つとして、第一に物価問題というものを取り上げて総理が説明されたわけでありまして、そういう心持ちで私も経済審議会が今後の計画をつくるにおいて、どうして物価がこういうふうになつてくるか、その物価の上がつてこないような方向に経済計画を組み立てるのにはどうしたらいいかという問題について、おそらく今度は、数字よりも政策を主体にして、その政策に対する裏づけとしての数字

を出してくるという形でございまして、そういうような意味の政策的な内容が答申に出てくるのではないかと、このことを私も期待いたしておるのでございまして、その点は、いまの森中委員と全く同じような気持ちで私も今回の長期計画というものを諮問いたしておるのでございます。

○國務大臣(藤山愛一郎君)　大体この経済審議会は、いま申し上げたような物価の動向その他経済から影響されるもの、あるいはまた、経済に影響されるという立場において、物価の安定という大きな線から経済計画なり見積もりが出てくると思ひます。いまお話しのような、つまり、その内容となるべき公共料金のあり方等については、私は必ずしも経済審議会が、見通しの段階で、見通しあるいは長期計画作成の段階で、その問題を取り扱うということには、経済審議会の性格から言つて、やや私は適当でないのではないかと、したがつて、将来、いまお話しのように、物懇というものはまだ私的な機関でございまして、これをつくりますときに御議論があつて、これを設置法に

伴う審議会等にしたらどうかという御意見もございました。ただ、審議会等がたつきさんあり過ぎるから、もっと審議会の活動状況を見てからやったほうがいいだろうという御意見もあつたわけですね。今回、物価問題懇談会をやりました、当面の問題と同時に、こういう基本的な問題に就いていきたいと思います。あるいは物価問題懇談会のような立場において、いまのそういう問題をもう少し権威あるものにして掘り下げていくのが適当なのか、あるいは別個にいまの公共料金のあり方等について、内閣に一つの審議会をつくって、そういうもので、あり方を検討するのがいいか、そういう点は今後の問題であらうと思います。そうして、経済審議会等については、そういう構造、それ自体の構造でなくて、全体の経済の中における物価の位置というものを重く見て見直しを進めていく、こういうことになるかと思ひます。そういうようなことが将来考えていかなければならぬ問題であると同時に、具体的な問題については、やはり各省がそれぞれ持っておりま運輸審議会とか郵政審議会等、その内容等についてやっていただくかなければならぬ。ただ、郵政審議会とか運輸審議会等で触れにくいような基本的な基本問題、別個の問題として検討されてしかるべきじゃないか、こういうふうに思っております。今日までのところ、十分にそういう問題について一応の検討はされて今日のあれにきておりますけれども、外国の事例等も必ずしも日本と同じようなものでもないものがたくさんございまして、そういうものもあわせ研究した上であり方を考えていく。いまのままでいいのか、あるいは将来何らかの形で変えていくべきかという問題も、私は将来の大きな問題として、われわれとしても考えなければならぬ問題じゃないか、こういうふうに考えております。

○森中守義君 それからいま一つの問題は、これは本来は、財政当局の方も一緒にお越しいただいたほうがよいかと思ひますが、お呼びしておりますので、直接長官の所管になるかどうかかわかり

ませんけれども、郵政ははじめ今回料金値上げを行なうとする各企業等々の理由は、私は大体共通したものであると思ひます。たとえば増徴政策あるいは中期経済計画、こういうもので相当生産の向上というものが強調された。これに対応するような生産基盤をつくらなければならぬ。あるいはまた、人口動態が非常に変わりつつある。そういうことで、在来企業体が在来の方針ではどうにもやりにくい。つまり、現代流に言うならば、新時代に即応する生産基盤の造成ということが一つの大きな根拠になっていっている。ただ、やってみて、経営の合理化をやったけれども、赤字が出てしょうがない。赤字の消化をはかるために、あるいは克服をするために料金値上げというのが一面の理由でもあるけれども、その根拠を流れているものは、在来の状態を脱皮しようという、あるいはそれに迫られているのが料金改定の特徴だということに私は思ひます。そうなりますと、何と言つても、生産基盤の造成はかかるという事は、言いかえるならば、一つの社会資本でいくということになりまして、それを各企業体、各財団に負担をかけるというのは、さっきの受益者負担が財政負担かという一つの問題の分かれ道になると思ひます。ここらはどうなんですか。各企業体の料金値上げのそういう理由について、どういった理解をしておりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私どもは、やはり個々の各企業体が、それぞれ利用者の支出によって利用度を上げていくというように、たとえば、公共企業体といえども本来の私は姿ではないかと思ひます。ただ、御承知のように、たとえば都市が非常に膨張してくると、そうすると、郵便局等も非常に数でふやしていかなければならぬ。あるいは、その時代に適応するように、早く速達便を十分やるかというようにやる。あるいは配達はよくするために機械化もしなければならぬとかというように設備の改善等が非常に急速に行なわれなければ、近代的な生活にならぬというところが、ただいまお話しのようにあるん

じゃないかと思ひます。そういう一般的な経済情勢の非常な変化、ことに過密都市における郵便局等については、相当な御苦勞をしながらふやしていく。あるいは家屋の中の設備を合理化していく。あるいは火事等が起つてそれが焼けてしまうというようなことではいけないから、不燃性のものに建てかえていくとか、そういう非常に近代化を促進しなければいかぬものが非常に多くなつておりました。普通の事態とは若干違つた現状が私どももあると思ひます。まあ、お説は、そういうのもで利用者負担をせざるを得ないから、何かと国庫ででもめんどろを、公共事業であるんだから見たらどうかということがお説の焦点じゃないかと思ひますが、私は、そういうものはできるだけやはり利用者負担でできる限りは負担していくことが本来の性格ではないかと思ひます。ただ、いま申し上げましたような、非常な社会的環境等の違いのために、そういうことを急速にやらなくちゃならぬ。したがって、そういうことのために起債が必要である、あるいは、そういうものの低利な金が必要であるというようにして政府がめんどうを見るというようにすることは、これは当然そのもの自体を全部国でやていくということでは、まだまだ私などは考えておらぬのでござい

ます。しかし、そういうような状況があらまうが無理からぬところが私どもも思ひます。要は、公共企業体といえども利用者負担という原則を必ずしもはずす必要はないんじゃないかというふうに私は考えております。

○森中守義君 これは少し比較をしますと、ちよつと異質のものかわかりませんが、たとえば長官の所管であるとか、あるいは通運であるとか、あるいは建設とか、農林とか、運輸とか、一口に言う公共事業というのがありますね。しかも、それらの対象というものは、いま申し上げるように、郵政、国鉄というような同質のものじゃ

これはもちろんありませんね。ないけれども、それぞれ生産手段を持っていますよ。そういう生産手段を持っているところに対しては、かなりいろいろめんどうが見られているのです。それをやっているからこれも一緒に見ろというのには、ちよつとこれは飛躍した議論となるかも知れませんが、私はそういう意味からいいますと、もう少し配慮がされてもいいんじゃないか。特にいままで長期計画というものは、何回も策定されているんですからね。そういう計画を策定する際に、大体生産体制はどうなっているか、それに対応する労働配置はどうなっているか、ひいては、人口密度はどうなっているか、四十年程度の例の国勢調査というものは非常に顯著にそれを物語っていると思ひます。したがって、そういう長期計画の中に一つの固まつた政策があつてしかるべきであらうし、また、ただいま申し上げるように、各省庁が所管をしている公共事業については、相当手厚い保護政策がとられている。もちろん、郵政にしても、電電でも、国鉄でも、それれりゃ一本立ちを見られている企業ですから、他の地方自治体とは同様に見られないということはわかります。理屈としてはわかりません。あるいは実態としてもわかりませんが、やはりそういうような公共事業等に手厚い保護政策をとつておれば、こういう企業に対してはいま少し配慮があつてしかるべきじゃないか。あるいは将来そういうことが検討の対象になっていいのではなか、こう思ふのですが、どうなんですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) そういう点につきましては、私どもは現状から言へば、先ほど来申し上げておりますように、利用者負担、しかも、その利用者がふえることによって増設その他をしなければならぬ設備等については、やっぱり利用者が負担していかざるべきものじゃないか、こういうふうに考えております。ただ、先ほど申しましたように、非常に急激な日本の都市の膨張、その他日本経済の膨張等のため、郵政事業なり何りの本来の努力になかなかむずかしいという面があ

れば、そういう面については若干考慮してもしかるべきじゃないか。しかし、それは従来からでも低利資金その他でめんどろを見てきておられていゝわけでありまして、必ずしも全然めんどろを見ないわけじゃないと思います。ただ、郵政というものを別にしまして、公共企業全部はいま申し上げましたような点について、外国等のあり方等とも比べてみまして、何か新しい考え方を入れてみる必要があるんじゃないかということについては、われわれも検討するにやぶさかでないつもりでおるわけでありまして。

○森中守義君 これは先ほどから、将来の課題のことですから、それを期待することにして、さつき私がちよっとお尋ねした今回の各種料金の値上げで、総合的にどのくらい物価への寄与率を与えておりますか、それが一つと、各企業体の値上げの理由、これは私はさつき申し上げたように、私の見るところでは、赤字の克服であると同時に、生産基盤の造成である、こう私は見ているのですが、理由についてどういうように把握しておりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 数字につきましては、いま事務局から御説明申し上げます。

郵政事業の点から見まして、あるいは他の国鉄等から見まして、郵便料金の値上げが経常的な経費をまかなうという以外に、いまの基盤の育成というふうなおことばがありましたけれども、基盤の育成というふうな面に使われていることは、必要な経費として出されるために、その内容に含まれていることは、これは申すまでもないことでございまして。

○説明員(矢野智雄君) 数字について申し上げます。

ことしの初め以来問題となっておりますものにつきまして申し上げますと、まず最初に、消費者米価が一月一日から引き上げられておりますが、これが配給米において八・六%であります。非配給米のほうは、自由米であります。従来ありました配給米が上がりまして、若干それにつれ

て、その何%か、あるいは何割か上がる慣例もありますので、そういうことを全部含めまして、消費者物価に対します影響が平年度で約〇・七%であります。ですから、四十年の場合には、もうすでに済んだのであります。これは一・三%の三月分だけであります。この場合には〇・二%弱であります。したがって、取り方によって違いますが、平年度としますと、約〇・七%。それから国鉄運賃であります。これは旅客が、増収率といまして三・二%上がっておりますが、これがやはり平年度で消費者物価に對します影響が約〇・三%、そのほか、貨物運賃が一・二%上がっておりますが、これは消費者物価指数に直接は項目に入っておりませんから、影響は出てまいりません。それから次に、私鉄の運賃であります。これが十四私鉄、貨率で二〇・二%、営団地下鉄二六・六%それぞれ上がっておりますが、これを両方合わせまして、消費者物価指数に對する影響が同じく平年度で〇・七%。それから郵便料金は、先ほど申すに話が出ておりますが、値上げ率二・八%で、消費者物価に對します影響が〇・〇六%、同じく平年度でございまして。大体おもとところはこういふところであります。以上合わせますと、平年度で一・一%強というふうになります。

先ほどの国鉄の運賃で貨物が上がっております。この影響がどうかということですが、これは直接消費者物価指数の中に入っておりませんから出ておりません。これが間接的にどう影響するかというところは、計算はほとんど不可能になります。と申しますのは、上がった分がはたしてどう価格に転嫁されていくか、これは一律の計算ではまいりませんので、ただ消費者物価に對する影響としますと、まあ、これ自身はわりあい輕微だと思ひます。心理的な影響とか、こういふことは何とも申せませんが、非常にそれ自身わずかな数字だと思ひます。

大体以上申し上げましたようなおもなものを合わせまして、一%強あるいは一・一%強というふうに見ていただければよいんじゃないかと思つております。

○森中守義君 ちよっとこの数字には少し疑問があります。それはそれとして、昨年の十二月の指数と、料金値上げされた以降の指数は比較されておりますか。

○説明員(矢野智雄君) 全都市の消費者物価指数で申し上げますと、現在、三月までしか出ておりませんが、これで約一・八%くらいになります。

○森中守義君 これは長官、やはりさつき申し上げますように、個別の企業体の値上げということ、それはもう一歩譲ってコンマ何%ということ、それはいふまでもない。それだけではやはりはかれないですね。総合してどういふ影響を与えるかというところは、いま参事官からお話しのよう、一応の数字は出る。のみならず、十二月からわずか三カ月の間にもう一・八%上がっている。だから、しばしば議論されましたように、七・八%当初五・六%ですか、それをはるかに飛び越えて七・八%というのだけれども、すでにその辺のことをおそろく四月——これからもっともつと異常な物価高騰を来たすんじゃないですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) まあ御承知のように、私ども、四十一年度の消費者物価を対前年度五・五%ぐらゐに押えたいという努力をいたしておるわけでありまして。いままでのまだ四月しか出ておりませんので、今後の推移を想定していくことは非常にむづかしいと思ひますが、七、八月までのことを考えますと、従来、野菜が一番値上がりが多いわけでございます。ことに三月から四月にかけて多い、今年には特に値上がりが多い。それから四月は授業料等が上がりまして、そういう種類の値上げが非常に多い。これは昨年同様に同じような影響が出ております。しかし、野菜等につきましては、五月から六月、七月と、それぞれ下がってまいります。夏野菜が出てまいりまして下がってまいります。そこで、昨年四月には対前年度九・九%ぐらゐ上がったが、だんだん下がって平均七・四%というところに落ちついたわけ

でございます。そこで、今年も対前年度の四月だけのものを、全都市の数字がまだ出てきておりませんが、東京都並みにいきますと、今年は五・五%の上がりになるわけでありまして。ですから、昨年よりはだいぶ——昨年は異常な年だったということが言えると思ひます。そういうことで、われわれも努力目標はやってまいりたい。ただ、われわれが警戒してまいらなければなりませんことは、昨年は上半期が高くて、だんだん下がってきて九・九%が七・四%まで落ちたのであります。今年には逆にうっかり、注意しておりませんと、下半期は上り半期より高くなるのじゃないかという予想がされます。ですから、私どもとしても、五・五%の努力目標をやるについては、よほどの決意を持ってやってまいらなければ、努力目標を達成するということはなかなか困難ではないかという心配をしております。ですから、ただいま野菜をはじめその他の問題について、できるだけ手を打っていくというようなことを推進させていきたい、こう思つておるわけでございます。大体われわれが見ております中には、今年の米価の値上げ——今年というのは一月の値上げでございます。それから国鉄、郵便料金、私鉄等につきましては、この値上げ率がきまつておりますので、それらのものを予想した上で五・五%に押えたいという努力目標であります。これは必ずしもそこまでいけるとは申し上げられないが、何とかしてそこまで努力しなければ物価問題の解決にはならぬと思ひますので、やってまいりたいという決意でございます。

○森中守義君 お約束の時間が来たようですが、もう一つ重要なことをお尋ねしておきますが、さつきから、重要な政策的なことについてはこれから検討したいということですから、それを期待するとしまして、そういう検討の中に、こういふことは考えられませんか。たとえば、郵政から今回二・八%出た。そればかりじゃありません。それから、その中で一・八%はそれはまあ受益者負担でよろう。残余の一・〇%というのは、こ

それはひとつ利子補給等を考へて、金額財政負担ということが可能であればけっこうですが、そうでなければ、区分けでもして、財投の中から少し特殊な配慮を加へるというようなことは全体的に考へられませんか。そうしませんと、各企業体がそれぞれ理由によつて出す、その理由は否定しませんが、否定はしません、とにかく、出た以上は上げねばなるまいということになると、国民感情は、内容を詳しく知つてゐるわけなので、赤字になればすぐ料金値上げをする、こういう素朴な意見が非常に強い、かつまた、さっきの数字でも多少言われましたように、波及効果というものはかなり大きいですよ。だから、各企業何%上がったというそれ自体が私はすべてじゃない。どう影響をしてゐる、そういうものが全体的に勘定されて初めて私は料金の値上げというものは議論するべきだ、こういうふうに思ひますので、だから言つてきたのを幾らか縮めるとか時期をずらすという、そういうやり方ではなくして、その中のある部分については、財投からめんどろを見るとき、あるいは補給金を出すとか、何かそういうことも私は考へられてもいいんじゃないか。そうすると、ある程度押えがききますね。規制ができましようけれども、やはり経済関係の最もその中心的存在として、前向きな姿勢でそういうことを考へるようなことはできませんか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) たとえば郵政事業で赤字が出たと、その赤字をカバーするために二〇%なり三〇%なり上げる、その中の何と申しますか、つかみで一〇%は政府がそれを見ていくんだというように、私は適当だとは思ひません。ことに物価問題に関連して、そういう面を政府が補給いたしますことは、ある意味からいふと、通貨膨張に導いていく原因にならざるを得ないところがございます。ですから、もし検討するにすれば、先ほどお話しのように、固定的な設備に対する投資の分は金利の安いところの起債を認めていくとか、あるいは、そういうものに関して

は、何か政府の補助金ということでもって赤字全体をただパーセンテージで割つて補給するということは、私は適当だとは思ひません。ですから、もし今後検討してみるとすれば、そういう意味で、ちょうど先ほど藤中さんの御指摘になったような、そういう面がないのだからかという御指摘がありましてけれども、そういう面での検討は、これはやはりしてみよう必要があると思ひますが、値上げが出てきたもののうち、二〇%出てきたからその半分の一〇%見てやるのだという、こういう行き方は私は不適当だろうと思ひます。

○森中守義君 それは分かれる議論ですから、さうに追わないことにしまして、郵政大臣間もなく見えてしょうが、もう一つ、郵政に限定したこととやございせんが、おむね、企業体の中でも、郵政のごときは、かなり顕著な例として経済性と公共性という非常にむずかしい経営形態がとられてゐる、採算が企業的にとかくといつていける、企業努力してやれ、片や、公共性ということ、ずいぶんそういう運営のしかたというものを規制するような面が、たとえば政治的にも、あるいは財政的にも、いろいろあり過ぎますね。そこで、私は、この問題の制度の一つとして、今日のように、経済効果を求めるのか、企業効果を求めるのか、いまのようにどつちつかずの二面が強調される行き方というのは、もうこの時点に立てば、そろそろ検討の余地があるのじゃないか、こうも思ふのです。相当長期間おむね二元的な運営で行なわれてきておりますが、それも人に言わせると、それが妙味だと、こう言う人もおるかもしれないが、なかなか隘路になるところが多過ぎる、ああいう二元的な運営では、ついで、このあたりで、そういう根幹に構造上の欠陥を言へば言へると思ふのですけれども、その辺で何かお考へになるようなことはございませうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 公共的な性格を持った事業といへども、私はやはり経済性を持たなければならぬと思ひます。それが経済性を無視してやつていいとは……結局、そのしりぬぐいは公共性だから経済性を無視して何か政府で補助すればいいということになれば、これは税金のむだ使いと同じような結果になりますから、やはり公共の経営としては経済性を重んじて、そうして、その中でできるだけ一本立ちができるようなことをとつていかなければならぬのであつて、政府関係の公共企業といへども、私はそういう点については経済性を無視してはならぬ。ただ、特殊な何か政府が押しつけたものがあれば、そういうものはやはり政府が見なければならぬこともあろうかと思ひます。一般的には私はそういうふうな考へております。

○森中守義君 郵政大臣、いまは藤山長官にこういうお尋ねをしておるのですよ——相当長期間にわたつて、郵政事業の場合、これに限つたことではございせんが、おむね、公共性と経済性の二元的な運営がかなりいろいろな面で隘路があるのじゃないか、ついで、相当長期間にわたつた実績を積み重ねてゐる今日のことです。それから、一体、経済性に重点を置くのか、あるいは公共性に重点を置くのか、両方とも重点を置いて、とうとう麻痺状態になるというところは、これこそ適當でないと思ふのです。いま藤山長官は、いづれを運ぶかという私の問いに対して、やっぱ経済性のほうを見るべきであらう、こういう答へが藤山長官からあつたのですが、所管大臣としてどう思ひますか。

○国務大臣(那祐一君) 公共性とか経済性とかいうことばの使い方がますます問題だと思ひます。郵便事業のような独占事業、しかも、国民の生活に非常に密着してゐるもの、これについてどういうぐあいに経営していったらよろしいか、これは私のこの大臣になりましたから経験だけでも、特別会計といふことでやつておる妙味ですね、これは事実いろいろのこととも考へました、やり方を。しかも、特別会計といふことで、そうして、これを堅持していく行き方、したがつて、国民の皆さんの負担をいたさながらやつていく、

その場合に、この事業について非常に経済性に重点を置いてやつていくというふうな意味合いでは、非常に、したがつてそのくふうが完全だとは思ひません。思ひませぬけれども、また、これを分析してみれば、郵政省で実態調査をやつてみて、それから統計から見ても、小口の差し出しが二〇%くらい、八〇%は大口、大企業といふような結果が出てきてゐます。そうしたもののについては、そうしてみると、なるほど、消費者の国民の負担というものがわりに低い数字で出てくる、これは実態からも実証される。そうすると、こういうものについては、こういう種類の料金については、やはり郵便法の第一条のなるべく安くという考へ方と、それから事業そのものの、なるべく合理的な——能率的ということばはちよつと私使ひませぬけれども、合理的な経営をやつていくといふこと、そして独立採算制を妙味のあるような動かし方を。うかつに繰り入れだの借り入れをする、この会計は妙味をなくするぞという感じを非常に強くしております。だから、そういう意味では、おっしゃるようなことばの意味をまた笑ひ詰めていかなければいけませんけれども、公共性、経済性の調和ということなんじゃないですか。

○森中守義君 この問題はまたあとで少しお尋ねしますが、藤山長官、もう一問だけおつき合ひしてください。郵政大臣が、今回の改正で五年間はいいんだといふことをずいぶん強く主張されておるのです。ところが、答申でも、まあ本来はこれは五年があたりまえなんだが、今日のように非常に物価の基調が不安定なときには、そういう長期にわたる見通しはなかなかあふないというわけで、三年としてゐるのです。その間の議論はもういふまでもありません。その間の議論はもういふまでもありません。まあ私はやつぱり三年という答申が言つてゐるようなことが一応筋が通つてゐるというように思ふのです。そこで、あまり郵政大臣の言うように、五年五年といふことを法案審議の中で、

何が何でも法案を上げたい一念からこういう言い方だとも思いませんがね、ちょっと危険なような気がするのですよ。つまり、すでに仲裁裁定が出ましたね、それですでに一〇〇分の人件費になるんですよ、今回の場合はね。そこで、一〇〇分人件費の上昇率を見込まねばならぬということになる、いままで言われていたのは、人件費の上昇率は五〇分ないし七〇分だと、こういう言い方だった。ところが、すでに四十一年度の仲裁裁定においてすらも、三〇分ないし五〇分くらい狂いを生じてきた。これがまた来年になり、あるいは再来年になり、五年間の中にこの人件費の上昇率の見込みだけでも相当変わってきますよ。それと、今回の長期経済計画の答申でどういふ答えが出るかわかりませんが、このように深刻になっている物価問題を一刀両断のもとに基盤を確立する、基調を安定するということは、私は急激には望めない、こういうふうに見ていきますと、人件費という一つの具体的な問題をとりまいても、すでに大きな狂いを生じているということになれば、これはあまりその五年間五年間という主張は、事実問題として根拠が薄らいでくるのじゃないですか。どう思いますか、その点は。

○国務大臣(都祐一君) それね、確かに、おっしゃる通りに、七〇分年見ておる。ところが、ことし六・五の仲裁裁定が出た、ほかに定昇もある、こういうことですね。だけれども、同時に物増五〇分平均を見ているがね、四十三年以降。そういう物増を見、それから収支の見込みというものを、これは何と言ってもかなり不確定な要素を中に入れて見ておられます。それで、もちろんこういう窮屈な会計ですから、どこに財源が隠れていることも、水増ししていることもできない会計ではあります。でありますけれども、これはですから私はひとつ郵便法を少し早く成立をお願ひしますと言っておるけれども、七月一日からはっきり切りかえて、できる限りむだをなくして、そうして生み出すものはできるだけ生み出す。収入を多くはかり、支出もできる限り、物件費も人件費も通じてですね——これは無理するというわけじゃありませんよ。国民に約束した送達速度の安定なり何とかしなければいけないことがありますから、することはする。そうして、できる限り収入を多くはかり、支出を押えていく、こういうやり方をしますれば、不確定な要素があるほどある、来年もどういふ問題が出てくるかわかりませんが、ベースアップの問題が出てくることにしまして、これは五カ年の収支の見通しというものは、私の関する限り——私の関する限りというが、企画庁長官もまた御答弁があまりしうが、郵政大臣としては、郵政省のやっておるあの収支の見込みというものは、私は維持していくことができるだけだろう、こういうぐあいに私は考えております。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 郵政大臣が御答弁になりましたように、私は郵政大臣が早く通したいために五カ年だと言っておられるとは思いません。これだけの郵政事業を運営していられしやる主体として、三年のかりに答申が出て、それをできる限り五年に延ばしていくように、すべての点について合理化をやり、機械化もやって、そうして長もちしようという立場に立つて、そうして郵政事業を全部指揮されるのは私は当然だと思ひます。

ただ、お話のように、物価問題も、私の立場から見て十分解決ができないで、そうして、そのしりを郵政大臣に押しつけていきますと、それは郵政大臣、いかに事業を合理化されても、陣頭指揮でそれをやられても、あるいは郵政大臣の思っておられないように短縮せざるを得ないことになるかもしれない。したがって、私としても、物価問題非常に大事でありまして、それぞれの事業に影響する問題でございまして、慎重な態度でもってやっつけていかなければならぬということであって、郵政大臣が特にその努力を目標としてやっておられる点については、私は敬意を表しておる次第でございまして。

○森中守義君 郵政大臣、これはまあ三年先、五年先に見当が違っていたとかいかなかったとかいう議論をいいますわけにはいきませんがね、それはできるだけ長期にわたって料金値上げのない方法があったら何よりですよ。しかし、さっき言われる不確定な要素を確かに認めはされるのです。それで大体、五〇分の中の大体何〇〇くらい不確定なものを踏み込んでおるのですか。

○国務大臣(都祐一君) それね、問題はこうですよ。これからの五カ年を見ますときに、収入についてももう少し、平均五〇分というよりも、もう少し見方はあるのじゃないか、もう少し精密にしようじゃないかということも言いました。私はもう少し見れると思ひます。○何〇〇というものは相当響くものですから……。しかし、いまのところ、先ほども午前中もちょっと申し上げたのでありますが、国民の皆さまにお約束した送達速度の安定というように、こまでも堅持しながら、しかし、それ以外の物件費等かなり多い事業であります、これは。ですから、これについて、そういう事業そのものにしわ寄せが来ないやり方で、そうして、さらに事業のものと経済的な経営をやるという方法は、私は考え得ると思ひております。

それから、人件費の伸びは確かにございまして。う。ございまして。うけれども、現在四十二年以降に見ておられる予備費も、割合から申せば、わりによく見ておるのでありますから、そうした点から考えますと、今後のベースアップ等に対応する処理は、私はそう無理なしに——無理なしにと言つても、決して、どういふ上り方をこれからするかかわりませんから、大づかみにしか申せませんが、おおよそ大量観察して、できるだけの、したがって、また逆に、こういうお尋ねになるかもしれない。それは、今度は、あるいは非常に不確かなものである。私はむしろ、ですから、現在経済審議会をいたしております作業等も見まして、これからは、十一月にはできますが、その前にも見込みはつきますから、早くそれに合わせて、そして七月以降の、これからの長期の見

通しというものをこしらえる必要がある。その作業に急速に郵政省の努力を向けていきたいと思っております。それで、そのような意味合いで、現在の収支の見通しというものは、それだけの弾力は含まれておる、こういうことであります。また、詳細なことは政府委員のほうからお答えいたします。

○森中守義君 人事局長来ておりますか。——今回の裁定を全部合算すれば、何〇〇になりますか。一〇〇分ちょっと出るのじゃないですか。

○説明員(土生滋久君) 仲裁裁定は六・五〇程度であります。そのほかに定期昇給分としてすでに予算に組み込まれているのは三・五〇分である。それを合わせると一〇〇分、人件費の単価としては一〇〇分の上昇ということになるわけであり

○森中守義君 そうしますと、さっきから申し上げておる通りに、すでに五〇分、七〇分程度の人件費の当初見込みというものは、すでに三〇分狂っているわけです。あるいは五〇分狂っている。したがって、来年あたりは、こしこれをとおおむね五カ年間を対象にして五〇分、七〇分見込まれているようですが、すでに手直しする必要はないですか。このままやっていますか。

○政府委員(長田裕二君) ただいまの御質問につきましては、実は今後ベースアップ等がどうなっていくか、来年以後どうなるかという非常にむづかしい見通しの問題、それから郵便物数を基本にいたします収入がどうなっていくかという問題もございまして、収入の問題につきましては、四十一年度対前年比四・五〇分、四十二年四・四〇分、四十三年度四・五〇分、以後〇・五〇分ずつ上がつて、五〇分台というところまではいけるといふふうに見込んでおるわけでございます。内容につきましても、必要な経費というものはほぼ見込み、若干——これはあらゆる会計で当然のことでございますが、若干の予備的なものも当然見込まざるを得ないような事情もありまして見込んでおるわけでございます。それら非常に予測のむづかしい間

題と、私どもがある程度予測——若干高目という
よな御批判もいただいております郵便物数の将
来の予測と、それにさらに七月一日以降私どもが
ぜひしなければならぬと考えておりますいろいろ
な施策の展開、職員の勤労意欲の向上等により
まして、ぜひともいろいろな事態に対応していま
いなければならぬ、また、対応できるようにある
程度できるのではないかとこのように考えておる
わけでございます。

○森中守義君 結局、大臣、さっき言われるよう
に、五〇は一応見込む、しかしながら、その中に
は不確定な要素がある。それで、まず第一は、
五〇の中に不確定要素は何%ぐらい見込んで五〇
と出したのか、おわかりですか。それが一つと、
人件費はもう少し上げようという、その年度にお
いて、予定をはるかに上回ったわけだが、ずいぶ
ん状況が変わっているのじゃないか、こういうこ
とが私は気になるのですが。

○国務大臣(郡祐一君) 少し大づかみなことを申
し上げるようでありますが、私は、平均五〇の物
の増を、なお〇・四程度は見込み得るのじゃない
だろうか、これは、いままでのような七・六だの
七〇をこすというのは見られませんか、六だの
七の程度は見込み得るのじゃないだろうか。そうい
ますと、歳出のほうの予測し得ないものについて
もまたないがつかの間のじゃないか。歳出のほうに
ついては、私はプラスの要素とマイナスの要素があ
ると思います。と申しますことは、私は、郵便
料金を値上げしなすときは、ぎゅうっと締めるこ
ろは締めていかなければいかぬと思つてます。そ
のほうの作業は入っております。もつと歳出の
ほうで減らし得る要素があるのじゃないか。しか
し、御指摘のように、人件費にしても、あるいは
物件費のあるものについても、それこそ物価の関
係等もありまして、非常に計画そのものに手をつ
けるような物価の改定というものは別といたしま
しても、何かこれからの見通しでいろいろ考えな
ければいかぬものもございましょう。しかしなが
ら、そうしたものに、これは政府委員のほうが詳

しい検討をしていると思つてますが、あるいは政府
委員から補足させますが、私は、いま言った程度
の、〇・五には満たない程度の物の増、したがつ
て、収入へのいい影響を持つ要素というものは、
これは郵政職員全体が非常に努力をしなければい
かぬ点でございますが、努力もしなければいかぬ
けれども、これは期待し得る収入の増の部分があ
るのじゃないか。しかし、この点は、私もこまか
い数字をつかんではおりました。ただ、収支の見込
みをつけますときは、私はそんなぐあいに考えて
みておったということ、ありのまま申し上げた
わけであります。

○森中守義君 そうしますと、五年間に見ている
のはあまりあぶないから、三年ぐらいい見たほう
がいいぞという心配は要らぬということですね。
五年間もつていける。それでは国民も五年間は安
心するでしょう。

○国務大臣(郡祐一君) どうぞ御協力願います。
○森中守義君 それから、少しこまかな話になつ
ていきますが、今回の答申の中で、前の近代化
と、あるいは財政改善の両面ですが、いずれもか
なり郵政事業に近代化を求めております。しか
も、これは時代の要請であるとも思うのです。そ
れで、いままで保険、貯金が終わり、しかも、今
回郵便が終わっておりますが、管理共通部門につ
いてはどうなんですか、答申を求めめる意思がある
のですか。

○国務大臣(郡祐一君) これは次の段階に
いかぬことも郵政審議会にお願いをいたさなければ
いかぬことだと思つております。
○森中守義君 大体大臣が在任中におやりになるつ
もりですか。それとも、おおむねいつのころを予
定するのですか。

○国務大臣(郡祐一君) これはだれがいたしまし
ても、必ずや大事なことだといふので、取り組む
に相違ないことだと思つてます。そういう手順は、
郵政省自身としても考えておりますから、どう
いう者がいたしましうとも、早急に郵政審議会
にお願いする手順になつておりますから、だい

じょうぶなされることだ。ただ、私はこう思つて
おります。別の法律でお願いをしておりますが、
例の有線放送の扱いの問題がございまして。これは
さっそく——実を申し上げますれば、政府部内におい
ても議論のありました点で、どこで扱う、これは私
は方々が同じ立場で議論するのはいいけれども、
これは郵政省の関係の舞台でなきゃいけない、し
たがって郵政審議会というのをいたしました
が、このことはさつそくお願いをいたします。管
理共通部門につきまして、当然これはお願いする
と、むしろ、私が考えるに申しますよりも、郵政
省の持つておるスケジュールの中のことでござい
ますから、早急に案を、所見を具しまして、そう
して審議を願うことにいたしたいと思つてます。

○森中守義君 私はかねがねの特論ですけれど
も、保険、貯金、郵便という三つの事業部門だけ
じゃどうにもならぬのです。ですから、そうい
う意味から申しますと、むしろ、管理共通部門も段階
的にやるというのじゃなくして、各部門に共通
なものを管理しておるわけですから、本来なら
ばこれは一緒にやられたほうがよかつたのじやな
いか、こう思ふのです。それが一つの問題です。
それからいま一つは、答申が言つていふよう
に、ことさらに近代化を強調するならば、それを
どうしても実行せねばいかぬ。ただし、そこで問
題になるのは、先ほどもお尋ねしましたように、
一体、公共性と企業性という二元的なもので、近
代化が求められるような答えがはたして現状のまま
できるかどうか、たいへんむずかしい問題だと思
う、事実問題としてしまつてね。だから、なるほど、
大臣の答えによれば、両々相まって味のあるもの
にしていききたい、ことばとしてはそのとおり理
解します。しかしながら、はたして実際問題と
してそういうことができるのか、あとで聞きます
けれどもね。金を借りようと思つれば、六分五厘、
二十五年償還、しかも、なおまた、元金よりも支
払う金が多いなんという、こういう実情の中で、
はたして二頭立ての状態の中でこういうものがで
きるかどうか、こういうことを今回の二つの答申

の機会にお考えになったことはございませぬか。
○国務大臣(郡祐一君) 私の持ちます率直な所見
は、郵政審議会が合理化を主張され、近代化を主
張され、それで、したがって、考え方の上では、
審議会の言うておられる一つ一つの問題はわりあ
いに取り入れて考えておるつもりであります。し
かしながら、送達速度の安定と申うても、国民の
期待する送達速度の安定ということ、それから、
あるいは終戦後二十年たつて、今日までいろいろ
な事情でおくれにおくれてきておる。これをたと
えば電話事業などに比べてみて、一体、国民はど
の程度の送達速度の安定ができるならば満足をし
てくれるのかというのを考えてそれに非常に設
備の機械化とか近代化とか、いろいろ審議会の答
申の一つ一つの項目について答えて、私どもも多
く並べております。しかしながら、まだできてい
ないものもあるけれども、とにかく、郵便とい
うものは非常に急いでものを進めなければいけ
ない。しかし、これは予算の面の制約もございま
す。そうした点を、今度貯金等になりますと、
私はこれはやはり法律で解決させないかぬなん
という問題もありまするをいたしますから、そ
ういふいろいろなことを一どきに申しません
が、郵便事業という本来の信書の送達をいたすこ
の独占事業で、国民の期待するといふことは何か
というのを考えますると、郵政審議会の答申を
そういう意味合いで読んでまいりますと、これ
からかなり、私どもは一応五十年のいろいろな計
画を考えておりますが、もつと長期なものが必要
なんだ。それから、この五十年の計画というもの
も、早急に練り直して見る必要がある。四十二年
度の予算には、申せばその頭が出るようなつ
もりで、早急に作業をいたさなければいけない。
これは私の率直に感じておるところであります。
そこで、これを、森中さんがさっき言われた公
共性と経済性との、まあむずかしいことだとお
っしゃること、ようわかりますけれども、しかし、
私がお答えしたように、やはりこれはどうしても
調和していかなきゃいかぬことでありまうから、

そういう意味合いで、私は公共性と経済性の調和ということをどうやってはかっているか、しかし、ねらいはどこまでも郵政審議会の答申もそうでございまいしょうが、利用者の国民にどうやってその期待にこたえるかという調和を、これから四十二年度の予算にはもういまいお願いをし、いまいいろいろ御説明を申している以上に、もう少し進んだ形でどうしても努力をしなければいかぬと思います。

○森中守義君 私も大臣のおっしゃる意味はよくわかります。しかし、実際問題として非常にむずかしいことです。それこそ、現在の時点ではそれが至上命令だから、そのワクの中で調和をはかる以外にない、こういうことになりましようが、私はすべて現状肯定の上に立っていない考えなんです。つまり、現状はもうすべてでない、絶対でないという、そういう認識は私に持っておりません。だから、そういうむずかしいことをあえて無理してやらなくても、もっと何かかわるべき方法を考えてみたらどうか、これが一つです。それと、なるほど、おっしゃる通りに、答申等で言っている郵便、保険、貯金三事業はそれでいいでしょう。いいでしょうが、むしろ、そういうものの潤滑油の役を果たしているのはやはり、管理共通部門で、その辺のことが並行的に答申を求めていると、たとえば各部門ごとに管理共通部門で、その辺のことは並行的に答申を求めていると、たとえば各部門ごとに何をやってたにしても、潤滑油がうまく回っていないんじゃないかということを懸念される。でも、もっと平たく言いますと、私が現状のままでは困難ではないかと言っているのは、はたして、今日の行政機構の中で、期待されるような答申の完全な消化ができるかどうか、というのが第一の疑問です。

それからいま一つは、例の公務員法というのがなかなかやっかいなものでしてね。むしろ、こういう公務員法というものの存在が、答申が期待するようなものを、逆に歯どめをするんじゃないか、こういうことへの不安——不安というよりも、問題が一つあるんじゃないか、こう思うのですが、

それからいま一つは、たとえば設置法にしても、あるいは組織法令、組織規程にしましても、さらには、人事の任免の制度とか、あるいは慣行とか、ずいぶん古い時代のものであるまま残しております。むしろ、やはりこういうようなことが、近代化の手始めに、全体を近代化していくためには検討する必要があるのではないかと、こういうようなことを考えるのですが、要するに、三つの事業部門の答申をもらったから、あとは共通部門だということ、実際問題としてそういう点になりましようけれども、もっと全体を見通す角度から近代化をはかっているか、ねばならないんじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○国務大臣(郵務一君) 私は、現在の公務員法のワクの中で、まず、郵便というものがそういう独占事業であり、信書送達という点でほとんど全部が国営でやっています。これは私も、そのことに、立法例がそうなっていることも意味があると思います。そういったしますと、現在の公務員法が公務員というワクの中で、しかも、現業についてもいろいろの特例を認めているということ、これは私は、事業の遂行の上に、しかし、さらに、その現在の程度でいいものかどうかというふうには必要だと思えます。これは私も現業官庁として考えなければいけない問題がございまいしょう。そういう意味合いでの審議会等の御検討等はいただきたいと思えますが、私は、その公務員というワクの中で、現業についての特例なり、弾力的な規定を持つておるといふこと、この妙味というのは、十分活用すれば必要を満たしていけるものだ、というふうな考えをしております。

○森中守義君 そうしますと、結局管理共通部門については、おおむねいつごろ諮問する予定ですか。

○政府委員(鶴岡寛君) 管理共通業務の近代化につきまして、私どももいたしましたも、この問題は前々からの問題でございまして、本来ならば郵便、貯金、保険三事業の諮問、これに対する答申が終りましたならば早々にという計画であつたわけがございまして。ところが、郵便法の答申をいただきましたから間もなく通常国会の会期に入りました。御案内のように、管理共通業務を審議会にかけます際には、これは郵務局、経理局、資材、建築、そしてまた、先生お説のように、貯金、保険の事業局も当然関係するわけでございまして。したがって、会期中はこれを避けたいと考へまして、人選等も一応私どもの事務段階では進めておりましたような次第でございまして。ところが御承知のような、有線放送関係の問題が急遽で審議会に諮問しなければならぬような状況に立ち至りましたので、ひとまずそのほうを先に諮問をいたします。また、これは審議会の委員との話し合いでございしますが、もしできましたならば、一方そのような有線放送関係の委員の委員と並行して、この管理共通業務の特別委員会も、もし審議会に余力があつてわれわれの希望が許されますならば、並行してでもやっていたきたい、かようなつもりでおります。

○森中守義君 管理共通部門の諮問をされるという御意思がはつきりましたので、これ以上そういうこまかな内容には触れませんが、これは大臣に対するお願いとしまして、やはり本来は三事業部門と同時に、あるいはそれより先んじて管理共通部門は出すべきものであつたと、私は思うのです。それで何としても各事業部門の近代化を進めていく上においては、さつき私が幾つか例をあげましたようなことが相当慎重に吟味されないと、答申はもつた、近代化をやれと、しかし、制度上あるいは慣行、慣例上なかなかそういうものが簡単に身動きとれないという個所が具体的にたくさんあります。私は、そういう意味からぜひできるだけ早く管理共通部門の諮問をしてもらいたいし、また、その中にはそういうものもろの問題を審議会に一べん聞いてもらいたい、こういうようにいまのことは特に要望しておきたいと思ひます。

それから先ほど来何回もくどいように申し上げておりますが、受益者負担が財政負担かという問題ですが、いまにわかにはそのことが政府側におきましても右する左するといふ結論は、もちろんこれは期待しません。できるだけ早く何かの答えを得たいと思ひますけれども、そこで、そういう一つの決定的な時期を迎えるにはかなり時間がかかると思ひます。そこで、現在郵政省は一体金が足りない、しかも、今回値上げをしてもなおかつ足りないといふことで、相当長期にわたる借入れ金を予定をされているようですね。ですからこの借入れ金というのは、私は、財政負担かあるいは受益者負担かという答えが出るまでの一つの方法として理解をしておきたいと思ひます。が、これと、そういう経過的な措置であれば、そういう理解をする以上、いまい少しこの借入れ金の問題については、いろいろ意見をお聞きしておいたほうがいいと思ひます。ついでに、借入れ金の現状と将来の予定、こういうものを少し聞かしておいてくれませんか。

○政府委員(浅野賢澄君) 現在、昭和四十年年度末におきまして借入れ金の現在高は二百六十億円余になつております。それでその内訳といたしましては、簡保の資金から二百五十三億、資金運用部資金から七億、合わせまして二百六十億、こういうふうになつております。

それから今後でございしますが、今後は、五カ年計画の中に現在予定いたしております借入れ金の総額は六百三十二億でございまして。

○森中守義君 この合わせた六百三十二億の金利は、最終の年限で幾らになりますか。

○政府委員(浅野賢澄君) 全部で六百八十七億八千万円に相なります。

○森中守義君 元金よりも金利のほうが約五十億ぐらい上回つておりますね。これは償還の期限が非常に長い、そういうことがこういうことになるのですか。

○政府委員(浅野賢澄君) おっしゃいますとおりでございまして。現在借りておりますのは、年六分

五厘、三年据え置き、償還期限が二十五年であります、二十二年間の元利均等償還、こういうふうになるべくしております。

○森中守義君 定めによる償還期限であり、金利であれば、この数字をどうせよと言ってもなかなか無理でしょうが、今回こういうふうに赤字を克服するために、あるいはまた近代化を促進するために、料金の改定等を行ない、それで今度は片一方の面では借金がずいぶんある、また、これから先も借金をせにやいかぬ、しかも借金の返済が、利子が元金より高い、こういうことになる、これは少し考えどころじゃないか、こういうふうな思ふのです。もうきまっておることだから、これ以外に方法ないというお考えであるのか。何かの手当てをして、この問題をもう少し有利な方法に持つていくという、そういうお考えはございませんか。

○政府委員(浅野賢澄君) 御意見まことにございともでございますが、先ほど企画庁長官も御返事申し上げておりましたが、やはり利用者負担の原則ということ、それから独立採算ということがやはり私どもの現在の体制におきましてはたてまえになっております。そういったしますと、このような長期資金におきまして、元本、利子ともに、期間別として、料金でやはり負担してもらわなければならぬ、こういうふうになるべくしております。問題は、どの程度償還期間を長くするか、こういうところにくると思ふのですが、長くなりすぎるとまた利子もふえますし、現在のところ二十五年というところはやむを得ないというところではないかと、かように考えております。

○森中守義君 そこで大臣、ちょっと私は、今まで衆議院あたりでお話しになったのをいろいろ拝見しまして、少し合点がいかないのは、局舎設備等はこれは借り入れ金でいいと、あとは受益者負担だ、この辺の理詰めというのは大体どういうことですか。あるそういう設備関係は借り入れ金、どうせそれは事業収入から払うんだからという理屈じゃございまいしょうが、ちょっとその辺のことを少しお話しになってください。

○国務大臣(郡祐一君) これは設備の大きなもの、局舎のようなもの、別に詰めた理屈じゃございませぬけれども、これは全体にそういう大きい建設については、長い間のこなしをつける考え方をつけなければ、おそろくものは解決できないであらうということでございます。だから、この事業全体については、利用者負担という原則を強く貫いても、それじゃ一体これは私はいろんなものの考え方はあると思ひます。それはたとえば、イギリスのようなところを見ますと、もう残っているのは港湾だけだというぐらいい、あらゆるものはずつと進んでおる、そうして、どこかのところに重点を入れていましておられます。イギリスの、この間もどなたからか御指摘があったように思ひますが、九十九年債ぐらいの金を貸してやつておるようでありまして、それはほかのものをそれに集中すればできるが、ところが、日本のように何もかも一度にやつていかなければやつていけない国ですと、非常に乏しいところから財源を分け合つて、何もかもしていかんやならない、そうすると、一体私どもの所管しております事業では、局舎のようなものは、これは急速に建てていくためにどうしても借り入れ金でやつていく以外に方法がない。むしろそういう必要のほうから割り出して、私は、そうせなけりや現実にもものができていかぬのだ、こういうぐあいに考えております。

○森中守義君 それから簡保会計でいままで郵政事業が借りている金利の中で、償還年数が違つていふもの、あるいは金利が六分、六分三厘、六分五厘というようにそれぞれ違ひますね。これはどういうことであるのか、おおよそ見当はつきまうけれども、むしろ六分で借りている実績があるんだから、その辺まで下げられないものかどうなのか。要するに、どういう理由で金利が違つていふのか、あるいは償還年数が違つていふのか、その辺を少し、保険局長見えておれば保険局長からでも聞きたいのですが、特に四十一年度の融通条件

をずつと資料としていたたいておりますが、この中でもやはり違ふのです。六分、六分三厘、あるいは償還年限十年も十五年も、前のものじゃなく、四十一年度の場合でも償還の年限が違ふ金利は一緒ですね。それとどうしても六分五厘でなければならぬという理由をちょっと聞かしておいてもらいたい。

○政府委員(武田功君) 償還期限の点でございしますが、これは従来三十年あたりから三十七年ぐらゐまで、十五年となつております。それから三十八年から三十五年になりました。これはやはり融資いたします対象の関係で、たとえばコンクリートづくりの局舎がふえてくるというようなことが加わりまして、その耐用年数等も変わりますので、したがって、十五年のものをなべて二十五年に改める、こういうようなことでございします。大体財投で融資いたします対象につきましては同じような調子でございします。

それからこの金利の点でございしますが、これも六分から六分三厘あるいは六分五厘という順序を踏んでおります。これはやはり財投の対象に對しましては、簡保でありましよう、また運用部でありましよう、同じ歩調でやつておりまして、しかも、一般金利の動きに合わせて上げたということでございます。

なお簡保といふと、何ぶん加入者からお預かりしておる金でございしますので、しかも、なるべく保険の性格上でございします、少しくして、そしてでき得べくんば正味保険料を少しでも下げて加入者のためにしよう、こういうのがその使命でございします。それでございしますし、また同時に、事業経営上も予定利率を四分取り、かつまた、一応約款上六分の配当ということをお約束をした形で経営しております。したがって、現在のところ、いま御指摘のような点もありましようけれども、私どももいたしますと、簡保といふところは、やはり利回りはどうして六分五厘というところをお願いしたいという意見でございます。

○森中守義君 ちょっとと保険局長、これがまあ現在のあれですからね。とかく理屈を言うわけじゃないけれども、貸し付け対象の中に私立学校振興会というのがありますね。二十億貸してあります。これは正確に融資の対象になるのですか。

○政府委員(武田功君) 対象といひますと、運用上入つております。それから本年から私学関係の問題が出ましたので、大蔵とも相談いたしまして出したわけでございします。

○森中守義君 いや、そのなるというのが、正確に性格としてこれは対象にあげ得るということなんでしょうか、私学振興会……

○政府委員(武田功君) 簡保の運用法から申しますと、第三条の第一項第十号に該当するわけでございます。

○森中守義君 それで大臣、これは相当借り入れ計画も膨大ですけれど、しかも、長期にわたらなければならぬのですが、なるほど簡易保険の加入者を背景にした資金ですからね、金利を引き下げろということもこれは非常に無理かと思ふのです。たとえば六分五厘を四分五厘ぐらゐに直す、あるいはさつき経理局長の、むやみに期限を延期してもかえつて金利がかさむのだという話もありませんが、私は、その辺の計算ができておりませんが、何ともいえないのですけれども、常識的に考えると、金利を下げる、据え置き期間を長くする、こういうようなことが考えられてもいいんじゃないですか。

○国務大臣(郡祐一君) これはもう日本の全体の、こういう官業でもあるいは民間の事業でも、確かに現在の景気の状態、いまのような段階で少し上り坂にちよつとなりかけておるようなときに堅実な経営をするところは、うかと金を借りてやるよりも、自分でまかなつていくというふうな気がまえでものをやつていくやうであります。私は、これが必要なんであります。ということは、日本のような金利の高い金をやつて、そしてもうかるというときには、非常に爆発的なときならなく、かなり細心の注意、ほとんどそこへ注意

を要する、これはもう日本の全体の、こういう官業でもあるいは民間の事業でも、確かに現在の景気の状態、いまのような段階で少し上り坂にちよつとなりかけておるようなときに堅実な経営をするところは、うかと金を借りてやるよりも、自分でまかなつていくというふうな気がまえでものをやつていくやうであります。私は、これが必要なんであります。ということは、日本のような金利の高い金をやつて、そしてもうかるというときには、非常に爆発的なときならなく、かなり細心の注意、ほとんどそこへ注意

を要する、これはもう日本の全体の、こういう官業でもあるいは民間の事業でも、確かに現在の景気の状態、いまのような段階で少し上り坂にちよつとなりかけておるようなときに堅実な経営をするところは、うかと金を借りてやるよりも、自分でまかなつていくというふうな気がまえでものをやつていくやうであります。私は、これが必要なんであります。ということは、日本のような金利の高い金をやつて、そしてもうかるというときには、非常に爆発的なときならなく、かなり細心の注意、ほとんどそこへ注意

を払っていくことだと思ひます。結局そうすると、日本の事業というものは、金利というものがもの相対部分になつておると思ひます。そういたしますと、財投資金の貸し出し金利というものの六分五厘、これは現在一様にそういたしておられるけれども、それからこれは保険局長が申しましたように、必要な利率の問題でございませう。これとのかみ合いがいつも保険そのものというところになると、やや堂々めぐりするような感じがございませう。だけれども、これだけではどうしても解決しない問題であつて、日本の全体の金利体系がどうあるべきかということ、また、財投資金の貸し出しにつきましても、これは国全体の金利との問題がいつもパレルに考えなきやいけない問題でありますから、大蔵省も考えもいたしまして、それから審議会のほうも考えるのでありますけれども、郵政省の立場としても、この問題を考えるときに、いつも金利全体のうちにおける財投資金の貸し出し金利がどうあるかということとあわせて考えないといけません。いま郵便預金が剰余金を出してありますけれども、これがかつて皆さん方のお骨折りでよく赤を埋めていたようにないに、一体この剰余金のおいてある状態というのは貯金なり、いまだんだんと預金の減るのを心配しておりますのは貯金でございますけれども、貯金などの場合には一体どう考えていったらいいのかということ、いつも一つの根本問題があるように私は考へております。したがって、簡保資金の貸し出し金利の問題、また償還年限の問題、これは私のほうもよく自分のところの立場も考えますと同時に、関係の方面と金融を扱っております方面と十分これは考へて相談はいたしていかねければならぬ問題だと思つております。しかし、おっしゃる通りに、二分引き下げられるかといううなことになるかと、それはそうして運用するほうは有利にいけば、これは私のほうとしてはまことに飛びつきたいことですが、なかなかそ

ういふ話もむずかしい。しかし、金利全体の中で、一体これから簡易保険については運用がどの程度有利に将来ともやつていけるであらうか、貯金についてはいまのような剰余金を出していかる状態がはたして続いていくであらうか、そんなことを考へながら、私も大蔵大臣と、これは実は、事実郵便の会計の非常に苦しいことを見たときに、しよばなには大蔵大臣とかけ合ひました話の中の一つにもあつたことであるが、この金利の問題は、これは利息の問題は、これは日本全体の経済の問題だということにどうも落ちついてしまひました。しかし、これは問題としては当然簡易保険のかかえてある、あるいは郵政事業全体のかかえてある問題だと思ひます。

○森中守義君 いまのお話を聞いて、さらに私も大臣にお骨折りを願ふ必要があるかと思ふのですが、ただその六分五厘というものの考え方ですが、これは保険局長、なるほどこれは加入者への約款上の約束もあるわけですが、だから言われんとする意味はよくわかるけれども、だれにでも貸すというわけじゃないのですから、ちゃんと貸し出しの相手もきまつておる。だから、そうなる非常に限定された、しかも、全くの公共的なものに限られた貸し方であれば、私は金利によつて保険財政をうんと有利にしていきたい。あるいはずっと率を好条件のものにして、いわゆる加入者保護といふことを考へなきやいかぬでしようけれども、貸す相手が相手ですから、その辺はやはりよほど慎重に考へる必要があらうし、現在の六分五厘というものがはたして公共事業等に貸し付けると金利として適当であるかどうかといふことはかなり問題だと思ふのです。ですから、できるならば、いま大臣の言われる固有のこの問題もさることながら、全体的な問題として審議会に一ぺんそういうことをもう一度問うてみたらどうですか。毎年運用審議会があつていようですけれども、金利によつて加入者を保護するといふことだけでは、貸す相手が何としても公共事業ですから、ちよつとやはり適当でないような氣もするのです。

よ。まあしかし、そういうことを考へて六分五厘が一番理想的であり合理的な金利だということになれば別ですがね。

○政府委員(武田功君) 貸す対象を郵政の場合考へてはどうかというお尋ねと私拝聴いたしましたが……

○森中守義君 いや、そうじゃない。貸す相手は公共企業体と法律上限定されていよう。だけれども貸すという相手じゃないから、もうちよつと金利を考へたらどうか、こういうことですよ。

○政府委員(武田功君) 公共企業一般となりまして、ただやはり全体的な歩調といふことを考へなければならぬと思ひます。その点は、先ほど大臣からも御答弁申し上げた次第であります。ただ、あるいは郵政事業の場合は、このくらいにしてもらへるかといふような御要望もあつたといひましたときに、私も、その点についてはあるいはほかの融資関係等、また同時に、運用の程度も考へ合わせまして検討したいといふこと、御答弁申し上げられるかと思ふのでございませう。ただ、そういう際でも、やはり私もちょっと運用範囲を広めて、そうして現在の運用利回りを向上させたいといふことをかねてから念願しておるわけでございますので、そういう点等もからみ合わせた上で検討させていただきたいと思ひます。

○森中守義君 それから郵務局長に少しお尋ねしますが、今回の料金改正は、なるほど五十六億の赤字がもうすでに出現している、現状のまま行けば相当赤字が見込まれるといふのでその手当てといふことでもあるわけですから、また一面においては目的を持つていようです。つまり過密都市といふところ、相当人口状態も変わつていまして、そういうところに対する近代化なりサービスの提供をはかる、こういうことよろうですが、私は、さつきから申し上げるに、何といつても過密都市等は、言つてしまへばやはり生産基盤の造成といふことにも置きかへることができると思ふのです。だから根本的には、そういうものは当然財政

負担のほうが正しい、これは議論になりますね。そこでお尋ねしたいのは、大体過密都市対策のためにどういふ計画を持つておいでなのか、また、それに伴う資金はどの程度になるのか、その辺のことをまず最初にお聞かせいただきたい。

○政府委員(長田裕二君) 過密都市とはどういふところをさすかといふこともひとつ問題でございませうが、私も、京浜地区、阪神地区、名古屋地区、そこらを取り上げてみて考へますと、こゝらでは、仰せのように人口の集中化も非常に激しいといひますし、それに伴ひましてこれら地域に發着する郵便物も激増してゐるのでございませう。しかも、団地住宅等の造成が概して郵便局から離れたところからいたしまして、うっかりしてありますと、郵便の正常な運行も期したいといふような状況が起りますので、郵便の施設等につきましても重点を置いて、非常にそういう地域に対して重点を注いでいられるわけでございます。要員の増員、それから集配区の増設、配達郵便局あるいは配達分室等の増置、集配施設の機械化等にあたりまして重点を注いでいられるわけでございます。

過去においてもそうでございますが、今後五カ年間の計画におきまして、これら地域にどのようなものを考へていられるかといふ点について申し上げますと、まず、窓口機関は四百局、それから普通局、特定局——大体普通局が多うございませうが、局舎の改善が二百四十局、機動車の増備が三千四百十五両、七号ポスト、これは二方面ポストでございます——東京都内にございませう二方面ポスト——七号ポストが六千八百九十二個ございまして、その他機械器具類等を含めまして、以上申し上げました設備関係で約四百九十億円予定しております。人員の面では、今後五カ年間のうち一万二千八百八十人、約一万三千人近くをこの地域に配置しなければならぬのではないかとこの地域に考へておるわけでございます。これの人員費は、推計でございますけれども、二百四十億をこえるのではなからうか、かように考へております。その

他専用自動車による運送集配施設の増強も相当ございますし、職員宿舎につきましてもかなり大規模なものを考えていかなければならないというふうな考えておりますが、それらにつきましては、ちよっと所管の関係もございますし、金額につきましては省略させていただきます。

ただ、先ほどのお話の過密都市対策は、いわば生産基盤の造成ということにもなるので、郵政事業だけが負担しなくてもいいのではないかと、この点につきましては、実は経理局からも別の機会にも御説明したこともあったのではないかと思いますのですが、こういうところにおきます郵便事業は、個々の局の収支をとってみますと、相当収益事業が多い、相当集約的な作業をいたします関係で、事業収支の面では相当貢献している面が多いということもございますし、全体の体制からいいたしましても、独立採算制のワク内ですべてやっていますし、その地域だけとるのは適当じゃありませんが、総体の関係でも独立採算制でもやっているし、また、そういう地域でもあるという考えを保持しているわけでございます。

○森中守義君　それで、また見通しの問題になりますが、いまお話しになった五カ年間に窓口機関の増設以下詳細な内容の説明を受けたのですが、五増増の中に当然こういうものが積算されておる、こういうことなのでしょうか。

○政府委員(長田裕二君) 郵便物数の増が全国平均五%前後で算定しておりますが、従来のいきさどから過去の経過を見ましても、今後の見通しといたしまして、これら地域の増加率は全国平均をはるかに上回っております。五%の中に含めて考えているわけでございます。

○森中守義君 非常に詳細な数字をあげてもらうというのは困難でしょうが、過密も現状に停滞しない。三十五年の国勢調査と四十年程度とはずいぶん大きな開きを持っていますよ、たとえば世帯数等ににしても人口にしましても、したがって、そういうものほどの程度の見込みを持っているのですか。たとえば、いま郵務局長が言われるように、確か

に東京あるいは神奈川、千葉、埼玉といういわば東京を中心にした周辺、あるいは阪神とか京浜とか、そういうところに集中しているというのがね、大体どの程度の世帯増あるいは人口増と見るのですか。

○政府委員(長田裕二君) ただいまこの地域の世帯増等の資料はちょうど持ち合わせておりませんのですが、実は局舎等につきましては、五カ年の計画を立てます際に、現在も懸案として私どもが持っているものを中心としてしまして改善計画を立てました。置局につきましては、現在の地況等からいたしまして、ほぼ置局の基準に該当するところ、あるいはまた現在それにすれずれているところ、あるいはまた現在それにすれずれているようなところ、そういうものを拾い上げまして、必ずしも将来この地域の人口が何万になるからというようなとらえ方じゃなしに、逆に具体的な資料として持っている見込みというような観点からとらえたわけでございます。

○森中守義君　資料がなくても、要するに、過密状態というのは停滯をしない。もっと激しい勢いで大きな波をつくりましょうから、そういう過密状態がさらに過密化していくというものも当然見込んでやっているのだという、そういうことですか。

○政府委員(長田裕二君) 現在の大都會の郵便の動向は、一つは、物数の増加の傾向、過去何年かの傾向等から推論されますものでございますが、過密がさらに一そう過密化してきてどういう状態になるかという点につきましては、たとえば交通が全く運行困難になるというようなところまでは私どもも想像いたしませんで、その意味では若干平面的な考え方ということにもなるかも知れませんが、過去何年かの間に東京都が到達し、名古屋市が移り変わってきた姿、そういうものを一応念頭に置き、それが私どもの部内の郵便局の窓口機関、運送機関等にどういう影響を及ぼしてき、いまだという点をやらなければならぬいか、それを若干引き伸ばしまして、五力年間もの考えたわけでございます。

○森中守義君 国勢調査の三十五年と四十年の比較表を私は持っているのです。これからいきますと、世帯数で大体五年間に二百六十五万六千二百三十四世帯ふえているのです。三十五年からですから、一年間に割ってみると、大体四十万世帯は伸びるという勘定です。それから人口は、五年間にこれまた約五百万ぐらい伸びております。膨大な上昇率を示している。そこで、過密都市といつても少しやはり変化を来たしますよ。東京はいまちよつと停滞している。一番ひどいのは埼玉です。これは五年間で四一・五%ふえております。それから神奈川県で四〇・八%、それから大阪で三四・二%、それから千葉県で三一・九%、愛知、

これは名古屋を中心にしたものでしょうが、二五・六％、東京の場合はちよつとまわっているようです。そういうことで、かなりものすごい勢いなんです。そうなると、大体そういう過密の伸びぐあいをどう見るか。込みにして五％の中に見ているのだというその話の限りにおいては肯定できますが、それでは一体、過密都市といつても、いま申し上げるような都市あるいはコンビナートが新しくできていくとか、いろいろな要件が伴ってきますが、その辺を相当要素に含んだ過密都市対策が持たれないと、先ほど郵務局長の言われた、五カ年間でこれこれだということは少しその様子が変わってくるのではないかと、こう思うのです。しかしここでは、一応五カ年計画をお待ちのようです。それから、そのとおりに承っておきますけれども、よほど過密都市対策については配慮する必要があるのではないか。それから根本的には、こういう生産基盤の造成ということであれば、何としてもこれは財政負担で——いま政府側ではそういう方針をおとりになっていない、終始一貫して受益者負担と、こう言われるけれども、こういうことについては、相当検討の余地があるのではないかというように、これは意見ですが、私は思うのです。

それで、次にお尋ねしたいのは、集中処理局というところが計画の中にあがっているようです。い

ま申し上げる主として過密都市にこういう設備が必要になってくるでしょうが、ちよつと具体的に教えてください。

○政府委員(長田裕二君) ただいまの仰せのように、小包とか、今度非定形郵便物に属するようなものも伸びが特に大都會で多うございますし、これも伸びが特に大都會で多うございますし、これを一つ一つ各郵便局全部についてこれに即応する体制をとっていく、坪数を何割とか増して対処するとかいうことは、なかなかやりにくい点もございまして、また、作業の点でもそういう平面的な伸ばし方だけでいいかどうかという点もございまして、実は東京都心部の郵便、非常に膨大な高率に伸びていく郵便物を処理いたしますためには、従来のやり方を少し変えまして、小包専門、あるいは非定形の大口郵便物だけを扱う専門の郵便局、そういうようなものをただいま建設中でございます。大型非定形郵便物につきましては、晴まして、来年の二月ごろでき上るの予定でございます。小包専門局につきましては、東海地方、それから東北、信越、北陸方面、二つの地域に分けまして、石浜と汐留につくっておりますが、それぞれ七千坪前後のものをつくっております、これは一つは昨年十二月、もう一つは昨年十二月着工いたしまして、来年の七月と十一月に竣工する見込みでございます。なお、そのほかさらに膨張してまいることも考慮いたしまして、東京西部に中央郵便局のようなものをつくっていかねばならないのではないかと。これは小包とか大型とかいわず、現在の中央郵便局のようなものを西部の地域に一つつくることを考えなければいけないというふうに考えているわけでございます。それと大阪に小包専門局を、この五カ年の計画の中に考えております。それから名古屋地区についてもそれに似たようなことも考えてまいらうかと、いま論議しているところでございます。

○森中守義君　いまのお答えの趣旨からいえば、各地域によって必要に応じて計画する、こういうことです。同時に、いま予定をされている資金

の確保にそういうものを含まれているということになりますか。

○政府委員(長田裕二君) 大阪の小包専門局と、それから東京西部のもの、そこまでは五六年間の計画の中に入れてございます。名古屋地域についてはまだ固まっております。

○森中守義君 えらい先のことを言っている悪いですが、一応現在のその資金確保の中に予定したものがそれだけであるとすれば、その必要に応じて計画ができる。そうすると、新しい時点において資金問題は検討しなくてはならぬ、こういうことです。

○政府委員(長田裕二君) 非常に遠い状態を考えました場合に、名古屋について、私も用意はしなければならぬ、考え方として用意はしなければならぬというふうに思いますが、現実には今後五六年間に資金が確保に要するというものは、ただいま申し述べました五カ所くらいではなからうかというふうに考えております。

○森中守義君 それから、改正案の中の現金書留の問題がちょっとやっぱり気になるのです。これはどうなんですか。方法が、為替でやる場合と現金書留と二つの方法をとっておりますね。これはどちらが料金は高いのですか。

○政府委員(長田裕二君) 送る金額や、それから為替を書留で送るかどうかということによって違いますが、たとえば三千円の送金の場合を考えてみますと、現金書留では七十五円でございまして、それから、為替を普通、書留にしないで送りますと、普通為替ですが、六十五円で、為替のほうが十円安うございまして、これは郵便料金込みです。

○森中守義君 それから、普通為替を書留で送りますと百二十五円で、現金書留より五十円高くなります。それから、金額一万円になりますと、現金書留では九十五円、普通為替を普通で送りますと百七十五円が高くなっております。書留で送りますと百七十五円で、ほぼ二倍近くになるわけではございまして、大体、少く少ない金額を送ります場合には、普通為替を書留にしないで送ればそのほうが安うござい

います。が、それ以外、為替を書留で送れば、ほとんど例外なく為替のほうが高くなります。金額が多くなるにつれて為替のほうが割に高くなっていくというところでございまして。

○森中守義君 それから現金書留で送る場合と為替で送る場合、引き受けから配達までどちらが大體日数としてかかるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 為替を書留にいたします場合は、これは現金書留と同じ速度でございまして、両方とも普通の書留郵便物の扱いで、同一の扱いを最終受けてまいりますから同じでございまして、それから為替を書留にしない場合は、記録の数が省けますので、特に非常に事務量の多い大都會では、書留のほうが半日程度おくれるかと思ひます。それほど業務量の多くない地域では、結果が大體順調にまいりまして、同じ速度で送達されるというふうに考えております。

○森中守義君 それから引き受けから配達まで、平均何日くらいかかりますか。

○政府委員(長田裕二君) いま二日ないし二日半くらいではなからうかというふうに考えておりますが、少しづつスピードが上がってきておりますので、あるいはもう少し短くなつておるんじゃないかと思ひます。一、二年前の状況で考えますと、その程度でございまして。

○森中守義君 それから一日にいまのやり方でのくらの金額を扱っておりますか。

○政府委員(長田裕二君) 現金書留の引き受けは、一日に大體八億圓くらいでございまして、一日に大體八億圓くらいでございまして、一日八億圓とか言われましたね。かりに二日かかって十六億圓が送られておるわけだから、これはやっぱり通貨の流通からいっても完全に遊休状態にあるわけですね。これはやっぱり少し考えものじゃないですか。それと、外国には現金をこうして送つておるような例があるのですか。

○政府委員(長田裕二君) お説のように、現金を封筒に入れてそのまま運用されない形で送るといふのは、あまり何と申しますか、すつきりした形でないようにも感じられますが、いままでの段階では、実は為替等になりますと、郵便局で郵便を扱う時間と為替を扱う時間がだいぶ違ひまして、土曜日の午後、日曜日は差し出すこともできない、受け取ることもできないというところも一つの原因になつておるかと思ひます。

外国におきましても、イギリスではやはり日本のように書留書状封筒という特別の封筒の中に現金を入れさせ、書留としなければならぬというようなことで扱っております。紙幣はもちろん貨幣も封入を認められております。アメリカにおきましても、現金の金額を申告させて書留とする、これは日本と非常に似た取り扱い方法がなされておるわけですね。フランスでは、価格表記という制度の中にこういうやり方が含まれております。ドイツにおきましても、書留ないし価格表記として送ることができるようになつております。オーストリアにおきましても、大體同じようなことで、各国ともこういう制度を残しております。

○森中守義君 これは近代化の趣旨からいいますと、もう手から手へ漏れたというたえのように、はなはだ適当じゃない。それはいま言われるように、非常に手続上の問題もありまして、何といつてもまず第一番は、十六億から二十億に近い金が完全に送られていって遊んでおるというところは、これは通貨政策からいってほんとうじゃないですよ。それが一つ、それと、ぜひ今回の近代化の中に、現金を送らない、たとえば紙の札でも何でもいから、何かそういうことがやはり今回の改正の際には検討されてしかるべきでなかつたか。ちょっとやはりこういう制度としては、いま諸外国の例を言われたように、あまり適当じゃありませんね。どうですか、検討するよ

うな必要がありはしませんか。

○政府委員(長田裕二君) 窓口で現金を受け取りまして、あと何か券、証券のような形で配達郵便局へ送つて、そこでまた現金にして配達をするというところになりますと、ちょうど普通為替の居宅払いというふうなことになるのはしないかというふうに考えられます。郵便局のほうの問題と申ししますか、むしろ為替関係の問題になるような感じもいたしますので、その点につきましては、なお私どもは貯金局ともよく打ち合わせたいと思つておりますが、貯金局のほうともよく相談いたしまして、ただいまの御趣旨の点を検討させていただきますと思ひます。

○森中守義君 貯金局長は見えておりますね。これは両方でも所管争ひになつては困るから、もっと共通の立場からサービスを提供してもらわないと困りますよ。一応貯金局の見解もこの機会に聞いておきましょう。

○政府委員(稲垣久義君) 貯金の近代化委員会の答申にも御同様の意見がございまして、ただ御承知のとおり、現金が為替のほうで利用される方に非常に便利だと、現金が直接参りますので便利だと。為替のほうは一ぺん郵便局に取りに行くというふうなこともございまして、それと料金の関係で、どうしても現在の状態ではほとんど為替のほうが金額段階別に見まして料金が低いというふうなこともございまして、現段階では国民の方々が好みになる方法を活用してもらつてということになつておるのでございまして、御趣旨の点は、結局郵便為替にたいして現金為替をやっております居宅払いを併用するというようなことにならうかと思ひますが、この点につきましては、要員の関係は手続の問題がございまして、検討させていただきますと思ひます。

○森中守義君 貯金局長ね、ちょっと趣旨をはき違えては困りますよ。要員の事情とか、それはいいんだ、内部の問題だから。問題は、現金を送らないで片づくような方法はないのか。それと、両建てじゃうまくない。ですから、確かに利用者の側からいいますと、日曜祭日は金が取られなかつたというところのないように、現金書留の制度を生かし

ながらそこをうまく考えてくれ、こういう趣旨なんです。それは事情としまして、なるほど要員関係とか、あるいは手続の問題等もありましようが、ぜひひとつ検討してみてください。

それから、ちょっと最後にあと二、三問お尋ねいたしますが、なるほど近代化が答申をされる、しかも、料金改定の機会に、ずいぶん事業上の面では大幅な改善がはかられていくように受け取りますけれども、職員の処遇については何か考えているのですか。あまり法案の審議の際にはこういうことが説明されていない。それで端的にお尋ねしますが、郵便関係の従業員にはどういう手当がありますか。

○説明員(土生滋久君) お答えいたします。基準内賃金は、これは各局共通であります。事業別の手当といたしましては、これは手当とは違いますが、外務職につきまして、一般の基準内賃金とは別に月額五百円の俸給の調整というのがあります。なお、大都市等において新採用者につきましては、郵便外務員につきましては、最高月額二千八百円の初任給調整額という給与がございます。ただし、これは自後の昇給によつて、一回の昇給についてその半額程度低減いたしますので、全員に及ぶものではないのですが、そのほか、これは純然たる手当であります。外務員につきましては、道順組立手当、内勤につきましては、区分作業手当というのがございます。あるいは重労働手当であります。あるいは外務員につきましては、自動車運転手当——自動車を運転して勤務した人については、一日幾らというように給与を支給している次第であります。これらの給与を一人当たり総平均いたしますと、先ほどの初任給調整手当及び俸給の月額五百円の調整額、こういったものを全部含めまして、とにかく郵便特殊のものだけを総平均いたしますと、月額にいたしまして千三百九十六円ということになっております。

○森中守義君 そういう特殊手当及び超勤手当を含めて郵便関係幾ら、貯金関係幾ら、保険関係幾ら、共通関係幾ら、そういうように基準外のものを全部出してほしい。

○説明員(土生滋久君) まず貯金、保険であります。超勤につきましてはあとで申し上げますが、特殊勤務手当では、保険の場合におきましては……

○森中守義君 そういう個々の内訳でなくて、基準外のもの、超勤を含めて平均、郵便は幾ら、保険は幾ら、共通幾ら、こういう例でいいですよ。

○説明員(土生滋久君) 超勤だけは最後に別に、合計したのではありませんので、これは別にいたしまして、特勤手当といたしましては、これは三十九年度の実績がありますので、ちょっと古うございまして……

○森中守義君 土生さん、四十一年度の予算がでた上がっているでしょう、それを根拠に言ってもらわなければ、古いのじゃしょうがない。事業の近代化は直ちに職員の処遇の改善でもなければならぬという前提に立っている。

○説明員(土生滋久君) それでは、予算から割り出しましたもので、郵便関係は千三百九十六円、貯金関係は五千九百七円、保険関係は八千八百四十九円でございます。これが超勤以外のものでありまして、超勤におきましては、郵便関係は……

○森中守義君 共通……

○説明員(土生滋久君) 共通は、ちょっとときよう実は用意してなかったものであります。これらのものよりは非常に少ないと思ひます。

超勤につきましては、郵便は三千五百四十六円、貯金が三千三百五十四円、保険が三千六十五円、これが四十一年度予算から割り出した職員一人当たりの基準内給与でございます。

○森中守義君 そこで、もう一つ聞きますが、なかなか統計もこれはむずかしいのじゃないかと思ひうけれども、大体その職員の就業動態というのはどうなっていますか。たとえば郵便の外勤に採用される。あと現在の傾向とすれば、保険に行きたい、貯金に行きたい、あるいは共通に行きたい、こういう傾向が非常に強いのですね。その辺の状況をつかんでおりますか。

○説明員(土生滋久君) それは職種変更もしくは担務変更の問題でありまして、実際は制度上、自分の欲する職種あるいは担務に回りたいというのとついで、その隘路になるようなものはないわけでございます。結局任命権者が、それを適当と認めて希望どおりにするかしないかという問題だけあります。現実の動きといたしましては、私どもの承知しているところによりますれば、外勤の場合は、初めに郵便に入る人が多いのです。若い人はまず郵便の外勤であります。そのうち木人の希望あるいは経歴その他から考えまして、貯金、保険のほうにも行く人もあります。またあるいは途中で内勤のほうに職種変更する人もあるように承知しておる次第であります。

○森中守義君 大体事情がわかりました。ただ、土生審議官にお願いしておきたいと思ひます。これは、なるほどむずかしいその任免の制度とかどうかということじゃなくて、大体職員の傾向というものはどういふ部門を欲しているのか、どういふものに流れていっているのか、その辺の事情はやっぱりこれは把握しておかないとまずいんじゃないかと思ひます。それはまあ資料がなければ……

○森中守義君 ですから、その辺の事情は把握しておかないとまずいんじゃないかと思ひます。それはまあ資料がなければ……

○森中守義君 ですから、その辺の事情は把握しておかないとまずいんじゃないかと思ひます。それはまあ資料がなければ……

○森中守義君 ですから、その辺の事情は把握しておかないとまずいんじゃないかと思ひます。それはまあ資料がなければ……

○森中守義君 ですから、その辺の事情は把握しておかないとまずいんじゃないかと思ひます。それはまあ資料がなければ……

んばになると思うのです。それで、どうして郵便関係だけが保険、貯金よりもあまりにも格差がついているのか、その辺の事情をちょっと聞かしておいてくれませんか。

○説明員(土生滋久君) 確かに……

○森中守義君 確かに……

○森中守義君 確かに……

○森中守義君 確かに……

○森中守義君 確かに……

ものは、郵便の職員であればたれでもこなさなければならぬ仕事については、やはりこれは本俸の問題でありまして、手当ということについてはなかなか説明がつかないといういろいろ問題がございまして、やはり必ずしも貯金、保険とございまして、適当なバランスというところまでは現在いっているとは思いませんが、なお今後、この問題はいろいろな給与の改善を行なう機会に、関係労働組合ともよく協議いたしまして、できるだけ善処したい、かように考えている次第でございます。

○森中守義君 これから善処したいということであるからこれ以上何も言うところはあります。郵便を同一にする必要がないんじゃないかという意見については、これは少し問題があります。一応保険であろうと、貯金であろうと、郵便であろうと、正式に制度化されているのだから、しかも、その中で著しく格差があるということは不適当である。今日のようになり労働力の確保が困難であるという場合には、ことさらにこういうことが考えられなければならないでしょうし、そうしてまた、今回のこの近代化等の機会に、何としても人が動かしているわけですから、他と比べて非常に懸隔があるというところは適当ではない。これはひととつ四十二年度の予算の編成の際からいまだにはある程度話を詰めて、高いものを引き下げるのはい、こういうことは言っておきません。一番高いものに低いものを近づける、この辺の努力はやるべきではないか、さつき善処するということであるから、それ以上の答えを求める必要はないけれども、念のためもう一回私は問うておきたい。

○説明員(土生滋久君) 確かに手当を比較してその金額がアンバランスであるということにつきましては、私もいろいろ意見がありまして、一方が六千円あるいは八千円であって、郵便の千四百円程度と比べて、確かに差額がアンバランスであるということ、私も言うのは少し問題が

あろうかと思ひます。

もう一つは、やはり私どものほうの給与は、公社五現業の間のやはり均衡ということできめられるわけでございます。基準内賃金については格差はないということになっては、そういう場合、この郵便につきましては、そういう基準内賃金の問題として解決していく、全体のベースの中で基準内賃金の配分の問題としてこの問題を解決していくということができれば、これはやはりどこにも通るようなやり方だと思ふのですが、こういったことにつきましては、いろいろ問題がありまして、また技術的にも、たとえば特定局等におきましては、貯金、保険、郵便、全部総合勤務をやっているわけでありまして、そういったことをどうするかということ、つまり郵便職員の特別俸給表をつくるというようにすることはできません。いろいろな人事交流の面、あるいは特定局の総合勤務等の技術的な困難性の問題という点がある点がありまして、なお今後とも検討はいたしますけれども、気持ちとしては、できるだけ郵便職員の給与を総体的によくしていくという方向でひとつ検討したい、かように考える次第であります。

○森中守義君 最後に、定員のことをちょっと聞いておきますが、今回郵便定員はどのくらいふえておりますか。
○政府委員(長田裕二君) 四十一年度の郵便定員は四千二百二十六人の増員でございます。
○森中守義君 四千二百二十六人の算出の根拠というのは、さつき問題にしました、特に過密都市等における配達個所、こういうものは要素に入れたものでしょうか。
○政府委員(長田裕二君) 内勤につきましては、郵便物数——内部では一つの換算した数字を使っておりますけれども、やはり郵便物数に応じて増員するという形をとっておりますし、普通局の外勤につきましても同様でございます。特定局関係の職員につきましては、個々の局の実情を見まして、何人不足というような形で積み上げて大体出して

おります。それから四十一年度の郵便定員の増加の中で非常に注目すべき点は、いままでは郵便の流れがところどころつかえるような現象が起つておりました。従来年々一定の方式で計算してまいりましたけれども、やはり何力所かつつかえる場所が起る、そういう点の対策ということで四百人別の形で増員が成立しているのでございます。これも初めてのことでございしますが、郵便の予算全体にそういう傾向と申しますか、がある程度盛り込まれているということは申せると思ひます。
○森中守義君 もっと簡潔に、物数中心にしているのか、あるいは個所も算定の中に入れていっているのか、どちらですか。
○政府委員(長田裕二君) 物数を大体中心にしておりますが、外勤については、配達個所も当然要素の中に入っているわけでございます。
○森中守義君 その要素というのが問題ですがね。さつきから何回も過密都市のことで申し上げるように、あの膨張の状況というのは異常なものです。それで、ある要素では、私は、やはり正式な——正式というよりも正当な定員算出にはならない。むしろ物数と配達個所、同じ物数でも個所が多いと相当時間をとります。そうすると、これは当然物数プラス配達個所、そういうものが重要な要素としての定員算定でなければならぬ。じゃないかと思うのです。また、そういうことがへたとすると運配欠配に通じてくる、こういうことが懸念される。配達個所の問題等はこれからもう少し検討する必要があるやしませんか。
○政府委員(長田裕二君) 最近の配達個所等について調べますと、一つの傾向として、世帯がだんだん細分化されてくる。一世帯当たりの人員が少なくなってくる。郵便も、物数の増加に比べまして、配達個所の増加の率のほうが高いといふことがございます。この傾向は急激な膨張をいたします地域に特にこれはだいたいいうことでございします。別な観点から、この問題を増員の要素の中に新たに考慮していかねばいけないのじゃないかというように、そういうような感じもいたしま

す。四十二年度以降の増員要求の際に、その点をできるだけ考慮に入れてまいりたいというふうに考えております。

○森中守義君 大臣、これはまだ時間をもらいたところなんです、とりあえず短い時間でいろいろお尋ねしましたが、やはり根本的な問題がひとつ片づいていないと私は思っているのです。それで受益者負担か、あるいは財政負担かという問題等は、特にこれから先の重要な課題として検討してもらいたいと思ひますし、かたがた近代化の内容等についても、出された法案、実行に移されんとする内容を見ても、ずいぶんおこぼれもあるようです。これはさつきからお聞きのとおり、それがすべて正当だとは言ひ切れませんけれども、要するに、検討に値するような問題がまだ残されておるといふこともあります。

それからさつき問題にしました管理共通部門の近代化答申が全然手がついていない。それだけ残しておいていかに三部門だけやっても、これはどうにもなりません。そういうことを考えますので、いろいろ速記録に残っておりますが、特に残されている問題等についてもこれから、細心の注意を払ってもらいながら、検討されるように特に要望いたします。きょうは私の質問を一応終わりたいと思ひます。
○委員(野上元君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。
午後四時九分散会

(参照)

四十二年五月二十二日
派遣報告書

派遣委員

新谷寅三郎
松平 勇雄
光村 甚助
永岡 光治
石本 茂

去る五月十三日、名古屋市文化会館において、郵便法の一部を改正する法律案の審査に資するため、現地調査を行ない、学識経験者等六名からそれぞれ本案に対する公述がなされたが、發言の要旨は次の通りである。

飯島幹雄君(愛知県地方労働組合評議会議長)
郵便事業は世界各國とも国家事業として、低料金でサービスしている。郵便事業の赤字の原因は、点字、通信教育、農産種子など公共の福祉を守るため国が政策的に低料金にしているのと、人件費の値上りからだが、安易に国民に値上げを押し付けるのは納得できない、人件費の値上がりは郵便物の増加から見て当然で、むしろ労働強化が心配である。特定郵便局は殆ど赤字で、世襲制度が残っている。この点はもっと掘下げた検討が必要と思われる。

本多静雄君(名古屋商工会議所常議員)
この程度の値上げでは生活に大きな圧迫はないと思う。サービスさえ良くなれば国民は納得する。現在のサービスのままなら値上げの必要はない。これを改め日本中どこでも翌日必着というようなサービスを確立するためには、航空機の利用など機械化がどうしても必要だが、これには莫大な資金がいる。この資金は貯金や保険で年間五千億を集めている財政投融資から半分くらい出すべきで、国の補償はやらない方がよいと思う。世界各國の郵便料金を見ると、ハガキの値段はその国の通貨の最小単位となっており、日本の現状では案の七円ではなく、ハガキ一枚十円にしても良いと思われる。

竹内良知君(名古屋大学助教授)
独占事業の郵便値上げは一般物価への連鎖反応を引き起し、家計への影響が大きい。政府は料金値上げがもたらす家計への影響は〇・一四%で問題ないといっているが、先の米価、私鉄、国鉄の運賃等に次ぐ値上りで生活にのしかかっている。郵便事業の経営難を値上げで解決する場合、まず現在の独立採算制を検討すべきだ。経営が赤字になるからといって現在黒

字になっているものまで値上げするのはおかしい。

酒井正兵衛君(南山大学教授)
消費者物価の安定が政府の重要施策である以上、公共料金値上げは心理的影響や時期の点から好ましくない。しかし郵政事業という立ち場からみると前回値上げした二十六年にくらべ、郵便物増加とともに従業員もふえ、人件費は増大している。将来相当な赤字が予想される。郵便物の増加に対応する人員増加という方式はすでに限界で、機械化、機動力増加など将来を展望した体質改善が必要で、そのスタートをするための料金値上げはやむをえない。赤字を一般会計で補填するのは国民の税負担を増す恐れがあり、公共事業会計はあくまで独立採算制でいくべきだ。

館富美子君(主婦)
昨年十二月郵政審議会が答申をする前に料金値上げを決めているがこれは審議会と郵政省のナレ合の料金で国民を無視している。郵便事業は公共福祉の中でも重要なものでこれを採算がとれないから値上げするというのは納得できない。このような財源は国がめんどう見るべきだ。日本の封書は現在十円だが所得面で比較するとアメリカの八十円に相当する。いまアメリカでは十八円であるから今回の値上げはさらに家計に響く。書状の値上げを十五年間、手をつけていないから値上げするというのが、書状は黒字になっている。他の物価が上がっても公共料金だけは上げないで欲しい。

牧野せつ君(福生学区婦人会長)
消費者物価の軒並み値上げで家計が苦しくなっている現在、郵便料金が上がるのは歓迎すべきことではない。しかし郵便料金の家計に占める割合は微少で一月二十円ぐらいの支出だから一般家庭には大した影響はない。二十六年以来料金が据え置かれていたわけだし国民生活に欠かすことのできない郵便が赤字で施設改善や局舎の改築を遅らせるようでは困る。早く確

実に着くという生命を守るためにはこの程度の引上げは認めるべきで増収分は大都市周辺の局舎改善や窓口サービス改善にふり向けて欲しい。

五月十四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦傷病者の放送受信料免除に関する請願(第二三三七号)(第二三八九号)(第二四〇二号)(第二四六八号)(第二四六九号)
一、大阪府布施市南部地区に無集配特定郵便局設置に関する請願(第二三四五号)

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願
請願者 石川県金沢市清川町一〇、二〇財団法人石川県傷痍軍人会会長 徳田保久外一名
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第二三八九号 昭和四十一年五月十日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願
請願者 札幌市南五条西二丁目本田商店内北海道傷痍軍人妻の会内 本田米子
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第二四六八号 昭和四十一年五月十日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願
請願者 新潟市一番堀三ノ三県庁第二分館
内新潟県傷痍軍人会内 渡辺直一郎
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第二四六九号 昭和四十一年五月十日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願
請願者 長野県更埴市大字屋代傷痍軍人垣科郡市協会内 両角学
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第二三四五号 昭和四十一年五月九日受理
大阪府布施市南部地区に無集配特定郵便局設置に関する請願
請願者 大阪府布施市永和二ノ四布施市議會議長 天野清隆外二百六十四名
紹介議員 田代富士男君
理由
一、本市南部地区は市街地形成の急速な進展に比して諸施設の整備が立ち遅れ、ことに社会生活上不可欠な無集配特定郵便局設置の必要性が痛感される。
二、このため関係当局に対してその設置方を再三要望した結果、昭和三十九年度において設置する旨の回答を得たが、いまだにその実現をみるに至っていない現状にある。